

平成 31 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 5 号）

平成 31 年 3 月 7 日（木曜日）

平成 31 年第 1 回定例会

# 富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 31 年 3 月 7 日 (木曜日) 午前 10 時 00 分開議

## 議事日程 (第 5 号)

日程第 1 議案第 31 号 富良野市公共下水道事業基金の処分について (提案説明)

日程第 2 市政に関する一般質問

- |           |  |
|-----------|--|
| 大 栗 民 江 君 | 1. 自主防災活動の推進について<br>2. ひとり暮らし高齢者の終活の支援について |
| 天 日 公 子 君 | 1. 富良野市庁舎の禁煙について<br>2. 子ども・子育て支援について       |
| 黒 岩 岳 雄 君 | 1. ふらのビジョン 2030 について<br>2. 観光施策について        |
| 宇 治 則 幸 君 | 1. 会計年度任用職員制度の導入について<br>2. 職員の働き方改革について    |
| 大 西 三奈子 君 | 1. ふるさと納税について<br>2. 子どもの命を守る対策について         |

## 出席議員 (18 名)

議 長	18 番	日 里 雅 至 君	副議長	17 番	天 日 公 子 君
	1 番	関 野 常 勝 君		2 番	小 林 裕 幸 君
	3 番	谷 口 正 也 君		4 番	佐 藤 秀 靖 君
	5 番	大 西 三奈子 君		6 番	黒 岩 岳 雄 君
	7 番	後 藤 英知夫 君		8 番	水 間 健 太 君
	9 番	本 間 敏 行 君		10 番	大 栗 民 江 君
	11 番	宇 治 則 幸 君		12 番	石 上 孝 雄 君
	13 番	萩 原 弘 之 君		14 番	岡 野 孝 則 君
	15 番	今 利 一 君		16 番	岡 本 俊 君

## 欠席議員 (0 名)

## 説 明 員

市	長	北 猛 俊 君	副	市	長	石 井 隆 君
総 務 部	長	稲 葉 武 則 君	市 民 生 活 部	長	山 下 俊 明 君	

保健福祉部長 若杉勝博君  
ぶどう果樹研究所長 川上勝義君  
看護専門学校長 澤田貴美子君  
財政課長 藤野秀光君  
教育委員会教育長 近内栄一君  
農業委員会会長 及川栄樹君  
監査委員 鎌田忠男君  
公平委員会委員長 中島英明君  
選挙管理委員会委員長 伊藤和朗君

経済部長 後藤正紀君  
建設水道部長 吉田育夫君  
総務課長 今井顕一君  
企画振興課長 西野成紀君  
教育委員会教育部長 亀淵雅彦君  
農業委員会事務局長 井口 聡君  
監査委員事務局長 佐藤克久君  
公平委員会事務局長 佐藤克久君  
選挙管理委員会事務局長 大内康宏君

事務局出席職員

事務局 長 川崎隆一君  
書 記 佐藤知江君

書 記 高田賢司君  
書 記 倉本隆司君

午前10時00分 開議  
(出席議員数18名)

## 開 議 宣 告

議長(日里雅至君) これより、本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

議長(日里雅至君) 本日の会議録署名議員には、  
谷 口 正 也 君  
石 上 孝 雄 君  
を御指名申し上げます。

## 議会運営委員長報告

議長(日里雅至君) 本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長黒岩岳雄君。

議会運営委員長(黒岩岳雄君) -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、3月5日に委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議しましたので、その結果を報告いたします。

提出されました追加議案は、市長側提出案件が1件で、内容は、財産の処分1件でございます。

本件につきましては、平成31年度予算に関連する議案であることから、予算特別委員会に付託し、休会中審査することで申し合わせをしております。

以上、申し上げます、議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(日里雅至君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日里雅至君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

## 日程第1

議案第31号 富良野市公共下水道事業基金の処分について(提案説明)

議長(日里雅至君) 日程第1、議案第31号、富良野市公共下水道事業基金の処分についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

おはようございます。

議案第31号、富良野市公共下水道事業基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公共下水道事業基金条例第6条の規定により、平成31年度の事業費財源に充てるため、公共下水道事業基金を処分しようとするものでございます。

その内容は、富良野水処理センター管理運営事業の施設修繕財源として200万円以内、山部水処理センター管理運営事業の施設修繕財源として200万円以内、管渠事業の用地確定測量委託、用地買収費及び下水道管路カメラ点検委託財源として700万円以内、処理場事業の設計測量調査委託財源として453万6,000円以内、合計1,553万6,000円以内を富良野市公共下水道事業基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(日里雅至君) 以上で、本件の提案説明を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、さきの議会運営委員長の報告のとおり、予算特別委員会に付託したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日里雅至君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

## 日程第2 市政に関する一般質問

議長(日里雅至君) 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

質問の順序は、御配付のとおり、順次、行います。

質問は、7名の諸君により、14件の通告があります。

質問に当たっては、重複を避け、また、答弁に際しても簡潔にされるよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまより大栗民江君の質問を行います。

10番大栗民江君。

10番(大栗民江君) -登壇-

おはようございます。

通告に従い、一般質問いたします。

1件目は、自主防災活動の推進についてお伺いします。地区防災計画についてです。

今定例会の代表質問では、全会派より、防災・減災対策について多くの質問が行われ、市長の市政執行方針では、近年の集中豪雨に対する防災・減災対策として、計画的な側溝、排水路整備とともに、河川の整備やしゅんせつのほか、防災放送設備の整備推進が示されました。

災害に強いまちづくりは、ハードな対策とともに、ソ

フト面での対策を連携して進めていくことが大切と考え、質問してまいります。

従来から、防災計画では、国レベルの防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村が立てる地域防災計画などがあります。それに加え、地域コミュニティが災害時の避難方法などを立案する地区防災計画が平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは、東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、平成26年4月に施行されました。

地区防災計画は、地域の特性を踏まえ、平時の防災訓練や発生時の安否確認など、住民や事業者が各段階で自発的に取り組む防災活動をまとめたもので、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。この地区防災計画を立てる単位には制限がなく、町内会や自治会、マンション管理組合のほか、企業やNPO法人、商店街、学校、医療・福祉施設なども主体となることができます。

他の自治体では、既に地区防災計画を定めているところもあり、内閣府によって初めて公表された地区防災計画策定状況の全国調査結果では、昨年4月1日時点で地区防災計画が地域防災計画に反映されているところを見ると、23都道府県40市区町村248地区で完成されており、素案作成に向けて活動中なのが123市区町村3,427地区で、計画策定のための説明会開催や町内会への呼びかけをしているのは全体の15%程度の260自治体で、73自治体は制度自体を知らない状況であることが判明しました。また、制度の普及・啓発活動について、行う必要はあるが、行っていないと答えた自治体は、全体の6割に及んでいます。

本市では、富良野市地域防災計画における災害予防計画において、自主防災組織の育成等に関する計画として、地域住民による自主防災組織、事業所などの防災組織、自主防災組織の編成、地区防災計画の策定等、自主防災組織の活動が挙げられております。地区防災計画の策定等については、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築など、自発的な防災活動の推進に努めるものとあります。

このように、富良野市地域防災計画に地区防災計画の策定等について記載がされておりますが、本市における地区防災計画の実績と見解をお伺いします。

地区防災計画は、地域の防災力を高める手法ですが、市民や地域から地区防災計画策定についての動きはほとんど見られません。その一因には、地区防災計画がまだ知られていないことにあるとも考えます。地区防災計画は、行政からのトップダウンではなく、ボトムアップの取り組みであり、市民みずからが防災対策にかかわるの

がきっかけとなって、ひいては、地域づくりに直結すると考えます。

災害が発生したときに、自分は、何を、どうして、どう動くのかを事前にシミュレーションするマイ・タイムライン、自分の防災行動計画や地域性を踏まえての地区タイムラインなど、地区防災計画策定について広報が必要と考えますが、市の考えをお伺いします。

昨年の西日本豪雨では、未曾有の被害がもたらされましたが、早い段階で住民全員が安全な場所に避難できた地区がありました。高齢化率の高い岐阜県下呂市の落合地区ですが、その現場の地区長は地区防災計画があっただけよかったと話をされています。

この落合地区が計画づくりを始めたのは2016年で、当初、苦労されたことは、住民全員が顔見知りであるにもかかわらず、お互いの仲がよくなかったことでした。結束なんて無理だと住民が口々に言っていた中でのスタートです。それでも、地域の防災リスクを洗い出していく中で住民の意識が変わっていき、川の氾濫で橋が渡れず、逃げ道を失う危険性があることに気づいたり、近隣5世帯の小グループで声をかけ合って避難する発想が生まれるなど、一人一人が災害時に何をすべきかが明確になっていきました。そうすると、必然的に避難訓練の参加者もふえていき、全世帯が参加するまでに変わっていき、常日ごろの自主防災活動が災害発生時に強い共助の力となり、迅速な対応に結びつけられております。また、地域ごとに安全な場所を再検討し、避難所の見直しも図られています。

このように、災害時に備え、地域の防災力を高めるためには、計画をつくるまでのプロセスが非常に大切で、自主防災組織が一步を踏み出せるような側面支援が必要と考えます。

本市でも、自主防災組織などの活動が活発な地区においては、市のモデルになり得る地区もあると思います。自治体においては、地区防災計画を市として認めていく制度もあるようですが、地区防災計画の認定の方向性も含め、御見解をお伺いします。

道内においても、地震や台風、ゲリラ豪雨などによる被害が発生する頻度が増している中で、重要な役割を担う自主防災組織の活動を推進するため、自主防災組織や町内会、自治会などにハード・ソフト両面にわたる防災活動支援補助金や助成金を交付されている自治体があります。近隣沿線の上富良野町、中富良野町、芦別市においても、自主防災組織への防災士や北海道防災マスターの配置、育成のほか、防災備蓄品購入など、自主防災活動の推進を目的に、自主防災組織等活動事業補助金の交付を実施されております。

本市においても、地域で活動しやすい方法として、補助金などについての考えをお伺いします。

2件目は、ひとり暮らし高齢者の終活の支援についてお伺いします。

エンディングプラン・サポート、終活支援についてです。

2017年の日本人の平均寿命は、男性81.09歳、女性87.26歳と過去最高を更新し、今や、人生100年の時代と言われるようになってきました。超高齢社会が進む中であって、自分の人生の幕をどう閉じるかをマスコミなどが取り上げ、注目が寄せられています。近年では、民間事業者を中心に終活とかエンディングサポートなど、いわゆる人生のしまい方を生前に検討しておく事業が話題になっております。その一方で、経済的に余裕のない方や親族などの引き取り手がない方などのひとり暮らしの高齢者にとっては、深刻な問題となっています。

終活は、人生の最終章をよりよくするため、家族や周りの人たちが困らないように、また、人生の振り返りや生き方を見直すきっかけとしてなど、個人の尊厳に光を当てた取り組みです。頼れる相手や相談する相手がいないまま、孤独に幕を閉じぬよう、地域包括ケアシステムを構築していく上においても、終活の取り組みを行うことは重要であると考えますが、御見解をお伺いします。

これまでは、人生の終末期から死後の手続などは家族が担うことが当たり前に行われてきましたが、家族の形や価値観、ライフスタイルなどが多様化し、病院や自宅で亡くなられた際に、身寄りがなく、また、血縁親族がわかっていたとしても引き取り手がなく、死亡後の手続や遺骨の手続を拒否されるケースもあります。

このような時代の変化から、横須賀市のエンディングプラン・サポート事業では、ひとり暮らしで身寄りがなく、一定の資産、収入以下の生活の高齢者が安心するために、終活課題解決として、生前に本人の意思を聞き、葬儀費用を葬儀社と生前契約する仕組みづくりをされております。道内の本別町においても、親族のいない方や、親族などはいても関係が疎遠な方に対する死後事務委任契約事業を行い、本別型地域包括ケアシステムの構築を推進されております。

本市としても、支援を必要とされているひとり暮らし高齢者の方々への具体的な終活支援の取り組みを展開していく必要があると考えますが、終活支援事業の取り組みについて、方向性も含め、考えをお伺いします。

1回目の質問を終わります。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

大栗議員の御質問にお答えします。

1件目の自主防災活動の推進についての1点目、地区防災計画についてであります。

平成25年の災害対策基本法改正で、自助及び共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進のため、地区防災計画制度が新たに創設されました。

この制度は、市町村内の一定の地区居住者及び事業者が自発的に行う防災活動に関する計画であり、共助の強化による地区防災力の向上を目的としております。また、地区防災計画は、地区居住者の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画であり、単に計画を作成するだけではなく、計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸化しないよう継続させていくことが求められております。

なお、本市の防災会議に対し、地区防災計画について地区居住者等から提案された実績はありません。

次に、計画策定の広報についてであります。地区防災計画は、地区の特性に応じ、自由な内容で計画を作成することが可能となっており、災害対策基本法では、防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互の支援などが例示されており、想定される災害について検討を行い、活動主体の目的やレベルに合わせて地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことができることとされております。作成後も計画に基づいた活動を実践し、継続することが重要であることから、自主防災組織などに対して、地区防災計画の策定について啓発してまいります。

次に、地区防災計画の認定に対する認識とその課題につきまして、地区防災計画を規定する方法としましては、市の防災会議が、地域の意向を踏まえながら、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として市の地域防災計画に規定する方法と、地区の居住者等が地区防災計画の素案を作成して、防災会議に対して提案を行い、その提案を受けて市の地域防災計画に定める二つの方法があります。地区居住者等から地区防災計画の素案が提案された場合には、活動の主体、地域の理解、行政との連携などについて判断し、また、計画に基づいた防災活動が実施できる体制が必要であることから、実際に活動が機能するかなどの実効性についての見きりも必要であると考えております。

次に、地域の活動をしやすいするための行政の支援につきまして、地区防災計画に基づく諸費用につきましては、原則、地区居住者等が負担し合うことを想定しておりますが、連合会単位で行う防災普及行事や研修会の開催につきましては、コミュニティ活動補助事業により支援してまいります。

2件目のひとり暮らし高齢者の終活支援についてのエンディングプラン・サポートについてであります。

少子高齢社会が進む中、終活支援を必要とされる高齢者が増加していくものと認識しているところであります。

本市では、これまで、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを設置し、ひとり暮らしを続けることや家族介護を続けることへの不安など、高齢者の生活全般にかかわる問題やお金の管理、各種契約問題、認知症高齢者の権利擁護にかかわる相談を受け、直接支援、あるいは、関係する事業所や機関を紹介するなどのつなげる支援を行ってきたところであります。

今後においても、富良野市社会福祉協議会と連携して、身寄りがない、または親族等がいても支援を受けることが困難な高齢者、障がいがある方や支援を必要とする方々の権利擁護を支援する体制の構築を検討し、誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

以上です。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

10番大栗民江君。

10番（大栗民江君） それでは、1件目の自主防災活動の推進について伺いたいと思います。

市長のいまの御答弁は、地区防災計画については自主防災組織などにおいて啓発していくという内容だったのではないかと思います。

各地域で結成されております自主防災組織は、その町内及び地域の役員の方が多くのではないかと思います。啓発していく前の段階というか、実際の活動状況はどのようになっていらっしゃるのでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

自主防災組織の活動内容という御質問だと思いますが、本市では、約50前後の自主防災組織から連絡をいただいております。その主な活動内容につきましては、それぞれで進めているところでありますが、最近では、特に、私どもに出前講座の要請をいただきながら、地域の見守りといえますが、要援護者に対する支援のためのマップをつくっているのが多い状況になってございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

10番（大栗民江君） 要援護者の支援マップについては、民生委員の方たちを中心に、連合町内会と力を合わせてやっていらっしゃるのではないかと思います。自主防災組織の役員である町内会長及び連合町内会長は、地域によっては2年とか3年で交代されてしまいますが、民生委員は、余りかわらずに、長い時間をかけて要援護者の支援マップなどいろいろなものに取り組んでいらっしゃると思います。

実は、私どもの議会報告会におきましても、民生委員

と連合町内会長で支え合い支援マップをつくっているけれども、自分たち町内会としてはどのように動いていったらいいのかわからないので、町内会に対するガイドマップなりマニュアルがあれば、町内会としての取り組みももうちょっとできるのではないかというお声を聞いております。

啓発していく中で、自主防災組織を連合町内会で立てずに町内会ごとに立てているところもありますから、要援護者のマップに対しても民生委員と町内会が連携して取り組んでいくことが大切ではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 大栗議員の再々質問にお答えいたします。

町内会連合会と民生委員との連携ということだと思いますが、特に、昨年の連合町内会長会議におきまして、市のほうから、民生委員との連携について、要援護者マップの活用なども含め、連合町内会長に改めて呼びかけをさせていただいたところでございます。いまは、連携をより深くしようということで、私ども総務部、また保健福祉部とも連携しながら進めているところでございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

10番（大栗民江君） 続きまして、市長の答弁では、地区防災計画の策定に向かって、るるお話がありました。これに関しても、市民の皆様本当にわかっていただくのかということについて、国のガイドラインがありますが、地区防災計画についての素案とか、本当にわかりやすいようなマニュアル、丁寧な周知、説明や情報提供が必要かなと思うのですけれども、その方法及び取り組みについて伺いたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 大栗議員の御質問にお答えいたします。

先ほど大栗議員からお話をいただきましたが、内閣府でつくっておりますガイドラインというのがもちろんありますし、パンフレットもございます。あわせまして、他市でつくられております地区防災計画作成マニュアルもございまして、こちらについては非常にわかりやすい部分もございますので、これらを参考に、富良野版に変更させていただきながら啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

10番（大栗民江君） 次に、地域で使い勝手のよい補助金の考えです。

先ほどは、連合会単位にコミュニティ活動補助金という形で対応しているということで、別段、違うものという考えはなかったように思いますが、この補助金は連合会単位での交付になっておりますので、その申請状況や内容などはどのようになっているのか、お伺いいたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 地域づくり推進補助金の中のコミュニティ活動補助金の関係でございますが、例年、花壇や防災、清掃も含めて地域づくりに関するいろいろな事業に対し、各連合町内会単位に交付してございます。この中に防災の項目がございますが、ここ四、五年、防災という形での申請は来ておりません。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

10番（大栗民江君） いま、道内もそうですが、本市においても台風やゲリラ豪雨などさまざまな被害が起きている中で、やはり、いざ何かがあったときのためにも、共助の力、そして自助の力を高めていくことが本当に大切になってくると思っておりますし、自主防災組織の活動が活発化していくことは、ひいては地域コミュニティ力にも直結していくと思っておりますので、防災・減災の取り組みは、子育てと同じく市民の命を守るために、市として1丁目1番地の仕事だと思います。

そういう中で、地域活動推進事業もございますが、コミュニティ活動補助金については、項目をしっかりと縦分けて防災活動で使える補助金にしていくべきではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 大栗議員の御質問にお答えいたします。

自主防災組織の活性化などにつきましては、一昨日の代表質問でもありましたように、私どもも必要であると認識しているところでございます。

いまの御質問は、防災に特化した補助金ということだと思います。先ほど答弁させていただきましたように、防災に関しては現状においても使えますが、さらに、今後、防災に特化したものの必要性については、他市の事例等もございますので、改めて検討してまいりたいと考えてございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

10番（大栗民江君） 改めての検討をよろしくお願

いたします。

続きまして、2件目に入らせていただきます。

ひとり暮らし高齢者の終活の支援、エンディングプラン・サポートでございますが、いまの御答弁では、つなげる支援をしてきて、今後は社協と連携して権利擁護事業などに取り組んでいくということでございました。

ただ、市民にとっては、権利擁護とか地域包括という言葉はわかりづらいのです。そういう中で、自分が相談に行ったときの窓口も、課をまたがなくてもいいように、どうやって御相談に行ったらいいのか、どこがやってくれるのかという部分を明確にしていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 大栗議員の御質問にお答えいたします。

相談窓口につきましては、先ほど権利擁護という部分でもお答えさせていただきましたが、まずは市民に十分知っていただくことが必要だと考えております。

私どもの地域福祉計画におきましても、高齢者、障がい者等々の悩み相談、お困り事相談ということで、高齢者に関しては地域包括、障がい者については、市の福祉相談支援係、介護事業所、居宅介護支援事業所、病院等々、いろいろな関係機関の中で情報の連携を図りながら、さらに、地域の民生委員から情報が来る場合もありますが、いずれにしても、まず、こういう相談窓口があることを知っていただくことが肝心だと福祉計画でも位置づけております。今後についても、こうした悩み事相談は、地域包括であっても障がいであってもいろいろ絡む場合が多いので、いずれにしても、承って、適切なサービスにつなげるように関係機関が協力していきたいと考えております。

また、こうしたサービスは、ただ相談を待っているのではなくて、基本的な考え方として、寄り添い、継続的に支援する、一緒に考え、一緒に解決を図っていく伴走型だと考えておりますので、今後とも、民生委員や地域、あるいは事業所からの情報を得ながら、その中から課題を見出し、そして、個人の尊厳が尊重されていくような体制づくりと周知に努めてまいりたいと考えております。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

10番大栗民江君。

10番（大栗民江君） 悩み事というのは、すごく幅広いものです。いろいろ連携してくださるのはわかりませんが、いま、高齢になって生活保護を受けていらっしゃるおひとり暮らしの方は福祉課で対応なされると思っておりますし、また、後見人をつけていらっしゃる方は後見人が対応されると思っております。しかし、そのどちらでもない方が本当にお困りになっていたりします。そういう意味では、

これから団塊の世代が高齢になっていく中では、悩み事相談ではなく、丁寧な対応といえますが、富良野版地域包括ケアシステムのようなものが必要だと思うのですけれども、そういう考えについてお伺いいたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

お悩み相談ということでお話をしましたが、先ほどの部分でいけば、ひとり暮らしにかかわっての不安、そして、老後、年を重ねていくことの不安、それから、今回の質問にあります自分が死んだ後の遺品整理、お骨、財産はどうなっていくのだろうという不安がそれぞれあると思います。それらの多くは、家族関係の中で、葬儀に始まり、相続等の手続もなされていると思っております。さらに、先ほどありました公的扶助に係る方については、市のほうでも支援していけます。

ただ、そのはざまにおられる方だと思うのですが、身寄りがない、さらに、いまは単身で高齢の方もふえておりますし、子供がいない方もいらっしゃいます。また、いても頼れない、疎遠になって親族関係の中で引き取り手がいないといった事例も今後はふえてくるものと思っております。そうした意味からも、これまでも地域包括あるいは障がいという中でやってきておりますけれども、相談窓口の充実という意味も含め、今後は、権利擁護センターを立ち上げて、死後についての支援も考えてまいりたいと思っております。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、大栗民江君の質問は終了いたしました。

次に、天日公子君の質問を行います。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） -登壇-

通告に従い、順次、質問していきます。

1件目は、富良野市庁舎の禁煙対策について。

私は、何回か、富良野市役所の禁煙について質問してきました。庁舎の喫煙場所には、職員と議員がいます。庁舎を禁煙にしてはと質問したところ、施設は公共で、総合的に判断する、自主的に市民がたばこを禁煙する状況づくりをしていく、公共施設にそのような状況をつくることは考えていない、分煙を徹底すると答弁があり、現在まで分煙対策で過ごしてきました。

しかし、昨年7月の健康増進法改正では、行政機関は、敷地内を禁煙とし、施行日をことし7月1日としております。富良野市は、7月まで待たないで、早く禁煙の取り組みをすべきではないでしょうか。富良野市の取り組みスケジュールと市職員の禁煙対策はどのようにしてい

くのか、お伺いいたします。

2件目は、子ども・子育て支援について。

1項目めは、児童虐待防止の推進について。

児童虐待の防止と早期対応のため、2000年に児童虐待防止法が施行され、その後、法改正、関係機関による取り組みの強化が行われてきていますが、国内では、いまだに件数はふえ続け、命が奪われる事件が後を絶ちません。

昨年3月に、東京都目黒区で、わずか5歳の女の子が、もうお願い、許してと書かれたノートを残して亡くなり、日本中でショックを受けました。また、ことし2月には、千葉県野田市の小学4年生の女儿が自宅浴室で父親の繰り返しされる虐待で亡くなりました。千葉県野田市の父親の繰り返しされる虐待で亡くなった女儿の事件の発生からきょうまでの経過を見ますと、多くの大人がかかわっていましたが、誰も女儿を救えませんでした。また、行政の責任が大きく問われ、児童相談所、教育委員会、学校の個々の機関の力不足と連携の弱さが明らかになりました。そして、このごろは、国会で多くの反省点を踏まえ、体罰禁止などを含んだ児童虐待防止法の改正の取り組みが行われているところです。

事件に対する検証、今後の対策など、子供の命を守り、健やかな成長を支えることは、私たち社会全体の責任であり、虐待防止に総力戦で取り組まなければならないと叫ばれております。心の痛むこのような事件を聞くたびに、本当に何とかならなかったのかと思いますし、富良野では起きてほしくない、起こしてもいけないと思うのは私だけではないと思います。

富良野市の児童虐待防止の取り組みとして、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援第3期地域行動計画に社会的支援を必要とする児童へのきめ細かな対応推進が挙げられており、行動計画には児童虐待防止対策の充実が掲げられ、次のように対応推進を図ると記載されております。

近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化、複雑化しています。全ての児童の健全な育成を保障するためには、児童虐待の防止と早期発見が重要です。総合的な支援体制として福祉関係のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関による協力体制が必要です。児童虐待の早期発見のために、乳幼児健診などの活用や要保護児童に関する通告義務などについて啓発するとともに、適切かつ早期に対応するための児童虐待防止ネットワークを充実しますと記載され、推進事業として、一つ目に、富良野市要保護児童対策地域協議会の充実、二つ目に、相談体制の充実が掲げられております。これらの推進計画は、4年が終わろうとしており、状況の変化に対応し、必要に応じて見直されていることと思いますので、推進状況とその

評価について質問してまいります。

質問の1点目に、日本では、児童虐待が死亡に至る事件が起きています。市の児童虐待防止についての考え方をお聞きいたします。

2点目に、富良野市の児童虐待の実態と課題についてお聞きいたします。

3点目に、家庭、保育所、幼稚園、学校に対する児童虐待防止の支援体制及び取り組みについてお聞きいたします。

4点目に、市民への協力強化の推進についてお聞きいたします。

2項目めは、児童の権利に関する条例について。

国際人権規約を視野に入れた児童の権利に関する条約は、1989年11月に国際連合の総会において採択され、1994年4月に、日本も、子供の人権尊重について、世界の国々と協力し、さらに取り組み強化をしていくために批准いたしました。

これより、児童の権利に関する条約を子どもの権利条約とさせていただきます。

日本では、子どもの権利条約を批准してから22年後の2016年5月に児童福祉法が改正され、子どもの権利条約を基本理念として明記されました。昭和22年に制定された児童福祉法は、日本の子供のための基幹的な役割を果たす法律で、何度も改正されてきましたが、理念に関する部分が改正されたのは初めてでした。子どもの権利条約の精神をその理念に掲げる法律となったことは、日本の子供たちの権利の実現にとって大変大きな前進とされています。

子どもの権利条約では、18歳未満の全ての者を児童、子供と定義しており、大きく分けて四つの権利を守るように定め、子供にとって一番よいことを実現されるよう目指しています。1、生存、生きる権利、2、発達、育つ権利、3、保護、守られる権利、4、参加、参加する権利が掲げられ、受動的権利に加え、能動的権利を認めることであり、保護される存在としての子供と、権利の主体として、自分で考え、行動する子供を大人は尊重する必要があるとしております。また、富良野市でも、次世代行動計画がつくられた2005年3月から、基本施策として、子どもの権利に関する住民の意識の醸成が掲げられており、続いて、次代を担う子どもたちの人権を最大限尊重していくことは、「児童の権利に関する条約」で示されています。子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域を推進するためには、全ての市民が、子どもの権利や子育てに対し、関心を深めることが大切です。市民の意識啓発を図るとともに、行政はもとより、家庭、学校、地域、関係機関、企業などがそれぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力するために意識啓発します、としてお

ります。

富良野市長は、市政に関する所信表明の中で、子育てするなら富良野市でと発信できるまちづくりを目指すとうたっております。富良野市は、子供関係の条例として、富良野市いじめZERO(ゼロ)推進条例があり、また、青少年健全育成都市宣言のまちであります。さらに、全ての子供が幸せに暮らせる富良野を実現するために、児童の権利に関する条例制定が必要と思いますが、いかがでしょうか。

質問ですが、児童の権利に関する条例制定の必要性について、市の考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長(日里雅至君) 傍聴者の皆様にお願いがございます。

お持ちの携帯電話のスイッチをマナーモードにするか、電源をお切りいただきたいと思っております。御協力をよろしくお願い申し上げます。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 開議

議長(日里雅至君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長(北猛俊君) -登壇-

天日議員の御質問にお答えいたします。

1件目の富良野市庁舎の禁煙についてであります。

望まない受動喫煙の防止を基本的考え方とした健康増進法の一部を改正する法律が昨年7月25日に公布されました。このことによって、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎は、学校、病院、児童福祉施設等と同様に、同法に基づく特定施設の第1種施設と位置づけられ、本年7月1日以降は、敷地内禁煙となり、特定屋外喫煙場所以外での喫煙が禁止されることとなります。特定施設の具体的な対象や、管理権原者が設置することができる特定屋外喫煙場所の設置基準及び技術基準に関することなどにつきましては、今後、健康増進法施行令や施行規則の改正政省令及び通知により、厚生労働省から示されることとなっております。

市庁舎につきましては、改正法に基づき、本年7月1日から敷地内禁煙といたしますが、特定屋外喫煙場所の設置に関して、健康増進法改正の趣旨や今後示されます政省令等の内容を十分考慮し、判断してまいりたいと考えております。

市職員の禁煙対策につきましても、現在、公用車の禁

煙、庁舎内での分煙を実施し、さらに、庁舎内に職員の喫煙禁止時間を設定しているところであります。また、喫煙者の健康管理におきましても、人間ドックや健康診断時において、医師あるいは保健師等からの指導の一環として禁煙指導が行われており、市町村職員共済組合におきましても、職員の疾病予防、生活習慣改善の一環として、平成28年度から禁煙を希望する組合員を対象に禁煙サポート事業を実施しているところでありますので、職員の健康問題として禁煙について周知してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続けて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

天日議員の御質問にお答えいたします。

2件目の子ども・子育て支援についての1点目、児童虐待防止の推進についての市の児童虐待防止についての考え方であります。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は、平成29年度は全国で13万3,778件となり、10年前と比較すると約3倍に増加し、相談内容も深刻化、複雑化しており、重大な児童虐待事件も発生するなど、深刻な社会問題となっております。そのため、教育委員会及び市保健福祉部など、関係部局を横断した相談支援体制や、児童相談所、警察、保育・教育施設など、関係機関・団体との情報共有及び連携、地域の民生委員・児童委員や住民などの協力による虐待予防、早期発見、適切な対応が重要であると考えております。

次に、本市における児童虐待の実態については、児童虐待の通告、相談件数は、平成25年度は10件、19人、平成26年度は17件、31人、平成27年度は16件、32人、平成28年度は17件、20人、平成29年度は14件、18人とほぼ横ばいで推移しており、平成30年度については、現在のところ4件、9人であり、就学前児童と就学後児童の割合はほぼ同数の傾向にあります。通告の経路については、保育・教育施設、知人、親族、地域、警察、児童相談所などさまざまであり、虐待の内容は、従来と比べ、複合的な虐待に変わってきており、最近では心理的虐待が増加傾向にあります。

虐待は、保護者や家庭を取り巻くさまざまな発生要因があることから、虐待防止に向けては、子育て家庭が安心して暮らせる子育て環境を整えることが重要であり、関係機関・団体はもとより、地域と連携し、継続した児童、保護者や子育て家庭への支援の強化が必要であると考えております。

次に、家庭、保育所、幼稚園、学校に対する児童虐待防止の支援体制及び取り組みについては、家庭児童相談室や各種子育て相談窓口の設置、児童虐待防止研修会の

開催、学校や教育・保育施設などへの訪問を行っているところであります。

また、虐待を受けている子供の早期発見や適切な保護を図るため、子供を守る地域ネットワークとして、児童福祉法に基づき、平成17年に組織された富良野市要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）において、関係団体と情報や考え方を共有し、緊密な連携のもと、保護者の養育支援が特に必要な要支援児童及びその保護者、保護者に監督させることが不適当と認められるなどの状況にある要保護児童への支援を行っているところであります。

次に、虐待防止に向けた市民への協力の働きかけについては、虐待防止に関する内容をホームページや広報紙などへ掲載するほか、冊子やパンフレットの配布、ポスターなどの掲示、さらには研修会などを行っており、今後も引き続き児童虐待防止に向けて取り組んでまいります。

2点目の児童の権利に関する条例についてであります。児童の権利に関する条例は、日本が平成6年に批准した児童の権利に関する条約の基本理念のもとに、自治体が独自に子供の権利の保障を進めることを目的に制定されているものであり、現在、道内においても幾つかの自治体で制定されているところであります。子供の権利については、日本国憲法、児童憲章、児童福祉法などにおいて、個人としての生命、自由、幸福などの権利がうたわれ、また、北海道においても、北海道子ども未来づくりのための少子化対策推進条例を制定しているところであります。

本市においては、それらに規定されている子供の権利を尊重し、総合計画に次世代を担う子どもたちをみんなで育むまちづくりを基本目標として位置づけるとともに、子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援地域行動計画）、学校教育中期計画及び社会教育中期計画などにより、子育て支援・相談体制の整備、教育環境の整備や子供の生命、安全を守る施策などを推進しているところであり、今後も子供たちを取り巻く環境を整備していくことが最も重要であると考えております。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） まず最初に、行政機関の敷地内禁煙についてでございます。

答弁では、7月1日にやっていくということでありました。私は、今回は7月1日より早く施行していただきたいという思いで質問させていただいているのですが、早くできない理由は何でしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 天日議員の再質問にお答えします。

先ほど市長からも答弁させていただきましたように、市庁舎につきましては、特定施設の第1種施設となりますので、7月1日からとなります。それに合わせまして、特定屋外喫煙場所を設置できることにもなっています。先ほど申しましたように、それについての詳細な政省令は国からまだ正式に出していない状況でございます。私どもが道庁に確認した中でも、国としては年度内にはっきりさせるというようなことでしか判断されていません。この政省令が出た段階で特定屋外喫煙場所をどうしようか改めて判断したいと考えておりますので、それに基づきまして、庁舎としては7月1日から敷地内全面禁煙にしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） いまのお話ですと、特定屋外喫煙場所の設置要綱がまだ定かではないから7月1日に延ばすということですが、法律は去年の7月25日に改正されておりますね。その間、かなりの月数がたっていますが、その間に屋外の喫煙場所を建てなくてもいいような対策をとってこれなかったのでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 天日議員の再質問にお答えいたします。

屋外喫煙場所の対策ということだと思いますが、現在、私どもの庁舎では分煙を行っております。その分煙につきましても、空気の流れくあい等々を含めていろいろな基準が厚労省から出されてございます。新たに設置されます特定屋外喫煙場所につきましても、いま、法律上で見えているところは、あくまでも区画されという言葉でありまして、区画の方法等については改めて厚生労働省から通知が出されることになっています。そこで、その通知を見て、適合するか、しないかも含めて検討したほうが二度手間にならないというふうに考えておりますので、この間、政省令なり通知等を見ていた状況でございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 私は、特定屋外喫煙場所をつくるのは反対しております。

これをつくるために、7月1日まで延ばす、それから、職員も議員もそうですが、8カ月ありましたよね。その中で、健診をやったり、相談をするとか、そういう対策をとってきたと言っていますが、この特定屋外喫煙場所

は誰のための喫煙所ですか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） あくまでも、市庁舎を利用される方でたばこを吸われる方と考えてございます。

以上でございます

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 市庁舎を利用される方には、市役所に来られているときはたばこはめませんと前もって通知しておけば、何の問題もないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 天日議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、7月1日からは全面禁煙になりますので、市庁舎内及び敷地内におきましては全面禁煙ということは事前に周知させていただきたいと思っております。また、特定屋外喫煙場所につきましては、設置するか、しないかはまだ検討中でございますけれども、もし設置するとすれば、特定屋外喫煙場所がありますというような周知をさせていただきたいと思っております。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） お話を聞いていますと、だんだんおもしろくなってきました。私は、喫煙についてはもう何回も質問してきまして、富良野市独自で早く決断してやっていただきたいなと思っていたのです。法律ができて、法律で決まっていざいざのところまで待たせられるということは、私がいままで一般質問してきた意味が全くないということなのです。そんなことで、大変いら立っております。

いまの答弁では、特定屋外喫煙場所が使えるか、使えないかも7月1日になってまた周知すると言っていますが、こんなもの、周知する必要なんかないのではないですか。市民の方には協力していただくということを、ましてや、2年後、3年後には新しい庁舎ができるわけですから、庁舎も敷地内もきれいにしておくべきではないかと思っております。

再度、答弁いただきたいと思っております。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） 天日議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員が先ほどから訴えておられる庁舎内の禁煙の関係については、何度となく御質問いただき、そのたびごと

に、市民の方々に対して、禁煙に向かう意義、あるいは、市庁舎内にいる職員に対する禁煙に向けた心構えといえますか、そんなものも醸成いただいたのではないかと考えております。

ただ、庁舎内の禁煙は、健康増進法の中でも、受動喫煙を解消する、防ぐための取り組みということで改正されたものであります。決して禁煙と決められたものではないことから、喫煙はあくまでも個人の判断に委ねられるものというふうに判断しております。

そうしたときに、庁舎内の禁煙に向けて、先ほどから話題になっております屋外の喫煙場所を設置することになれば、職場から喫煙する場所の距離や環境などを考えると、働く環境にも影響が出てくるというふうに思っております。そんなことから、先ほどから部長が答弁させていただいておりますように、いま示されるであろうそうした基準の中で、屋外の喫煙場所、そして、中身も検討しながら進めていきたいということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 全く理解できません。

いまは屋外に喫煙場所をつくることを前提に進められているというふうにとりましたけれども、これはどう考えても納得がいかないのです。職員や議員がやめて、来る市民の方については敷地内は禁煙ですと周知すれば、全く問題はないのではないかなというふうに思います。しつこい質問は避けるようにと言われておりますが、きょうの質問も、7月1日になればなるようになるという感じで、意味のない質問になってしまうものですから、とつても残念です。

7月1日になったときに、屋外の喫煙場所のつくり方がまだちゃんと決まらなかった場合はどうするのですか。

議長（日里雅至君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時27分 開議

議長（日里雅至君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

天日公子議員に申し上げます。

整理しまして、簡潔に御質問していただきたいというふうに思います。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） この問題につきましては、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいという思いで質問しておりますので、そのように進めていただきたいと思っております。

議長（日里雅至君） 答弁はよろしいですか。

17番（天日公子君） もらいます。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） 天日公子議員の再質問にお答えさせていただきます。

いま現在、庁舎内は、分煙の形で受動喫煙を防ぐ体制をとらせていただいております。

議員の御指摘のとおり、法律が変わりまして、ことしの7月1日から敷地内禁煙となります。それに加えて、いま示されているのが屋外喫煙場所の設置ということでもありますから、その位置、あるいは、示されるであろう基準に従って対応していきたいと思っております。いま、早目に4月1日からという御指摘もございましたけれども、示された法に抵触しているわけではございませんので、法に従いながらこの後の対応も進めていきたいというふうに思っております。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 児童虐待におきましては、職員の皆さんによって、早期発見、それから支援をされていると思いますが、現在、職員の皆さんが対応で一番困っていることなどはどのようなことなのか、お聞きいたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 天日議員の再質問にお答えいたします。

いま、実際に早期発見、支援に当たる職員にどのような困り感があるかということでもありますけれども、まず、通報があった場合にはこども未来課が対応し、さらに、児童相談員が対応することになってまいります。やはり、一番困るのは、来られる方が、暴力的と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、恫喝的な部分とか、そういう形で相談に来る、あるいは、意見を持ってくることがなというふうに思っているところでございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） いまお話をお聞きいたしまして、特に、通告の経過で、家族の方や親族の方が多かったようですが、ここで答えられる範囲で結構ですけれども、悩んでいる家族に具体的にどういう対応をされているのか、お聞きいたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 天日議員の再質問にお答えいたします。

それぞれの案件につきましては、やはり、個人情報と

ということもありますので、具体的なことを述べるのができませんが、虐待の要因としましては、親の状況、それから子供の状況、そして、家庭を取り巻く状況等がございます。そんな中で、それぞれの状況を聞き、関係機関の中で情報を共有して、その対応をしているという中身になってございます。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 本当に大変なお仕事をされているなと思っておりますが、大体、こういう支援についてはどのぐらいの期間で対応されているのでしょうか。個々それぞれだと思いますが、一番長いところではどのぐらいかかっておりますでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 天日議員の再質問にお答えします。

実際の相談や支援にどれぐらいかかるかということですが、やはり、案件によって違います。ただ、長いものにつきましては、1年から2年というふうな年を越えて対応していかなければいけない事案も出てきているところでございます。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 悩んでいる御家庭や保育所、幼稚園、学校に対する支援などについて全力で取り組まれているとは思いますが、4年たった中で、取り組みの評価についてはどのように捉えているのでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 天日議員の再々質問にお答えいたします。

担当する職員もそれぞれ全力で取り組んでおります。やはり、子供たちのためにということを最大限に思いながら取り組んできておりますので、それらの案件の対応については最善を尽くしているというふうには評価しているところでございます。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 次に移りたいと思いますが、市民への協力強化の推進ということですが、いま現在、国のほうで体罰禁止の規定が新設されようとしております。子供への暴力については、まだ、しつけというような見逃し方をして通告をためらう場合があります。

そこで、地域での見守りということについて、行政と

して具体的にどのように考えているのでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 天日議員の再々質問にお答えいたします。

虐待についての地域での見守りということでございますが、それぞれの地域に配置されております民生・児童委員等々を通じながら、地域の情報を把握しているところでございます。また、案件によりましては、それぞれ対応するケース会議の中にも同じく民生・児童委員に入ってもらい、地域の情報を共有し、また、民生・児童委員を通じて地域の方々から情報をいただくようなこともしながら課題解決に努めているところでございます。

以上です。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 次に、児童の権利に関する条例についてですが、先ほどの答弁の中で、いまやっている施策、事業をお話しされました。権利条例の制定については、10年前に岡本議員も同じ質問をしておりまして、きょうと同じように、児童の権利に関する条例は、つくらないというか、実績を積んでいくという答弁をいただいております。

実績を積んでいくのは当然だと思いますが、私は、富良野市独自の目指す姿という目標をちゃんと決めて、それに向かうための権利条例を制定したらいいのではないかと考えております。それは、既成の事実がつくられることに対して全く邪魔になるものではありませんので、条例制定についてはいかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 天日議員の再質問にお答えいたします。

いま、改めて、条例の制定についての考え方がないのかということですが、本市としましては、まず、条例を制定するよりも、具体的な施策を推進しながら子供たちが育ちやすい環境をつくっていくことが第一だというふうには考えてございます。

ただ、議員の御指摘のとおり、子供たちの権利を守っていくことは重要なことだとは思っております。一方で、以前にも一般質問で出ておりました自治体基本条例等々とも意味合いは通じてくるのかなと思っておりますので、いまずくではありませんが、制定している自治体等を少し調査してまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、天日公子君の質問は終了いたしました。

次に、黒岩岳雄君の質問を行います。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） -登壇-

通告に基づき、質問をいたします。

ふらのビジョン2030から、富良野観光の現状と課題、その対策について、4点質問いたします。

1点目は、宿泊施設の質の向上について伺います。

よい観光地には、五つの要素が必要と言われていました。一つ、景観がよい、まち並みや自然景観がよいこと、二つ、オリジナル、地域限定のお土産がある、三つ、しゃれたレストランがある、気がきいている、あか抜けている、四つ、よい宿泊施設がある、五つ、いろいろな体験ができる、体験プログラムが充実している、以上が5大要素です。

5大要素のうち、宿泊施設は、大変重要な要素と考えます。宿泊は、地域に大きな経済効果をもたらす上からも、宿泊施設の課題を解決して地域間競争に勝つことは重要と考えます。現状を分析した結果、どのような課題やお客様の声があるのか、お示してください。

また、これらの課題について、既存施設、新設、計画施設などに対してどのように取り組んでいくのか、考えを伺います。

2点目は、季節変動の解消、平準化について伺います。

閑散期の4月と11月に対応する具体策について伺います。

閑散期の対策は、リゾート地域の長年の大きな課題であります。各事業者ともに企画やセールスに努力した結果でも、なかなか成果が見られない期間と思います。季節変動の解消、平準化についてどのような解決策があるのか、お示してください。

私見ですが、閑散期を利用して、働き方改革として、4月からの年次有給休暇の取得を促進したり、1年単位の変形労働時間制によって閑散期を労働時間の調整期間としたり、従業員のスキルアップのための研修や施設整備の充実を図るなど、閑散期を地域全体のレベルアップのために活用することも可能と考えます。

よいサービスやおもてなしができるための充電期間としての閑散期の活用、利用について、見解を伺います。

3点目は、個人旅行化に対する2次交通対策について伺います。

現在、世界のどの地域からも、インターネットがつながり、情報が得られる時代となっております。旅行業界でも、個人みずから宿の手配、移動手段、興味ある施設や地域などを訪れる個人旅行が増加傾向にあります。このような背景からも、地域間競争の観点からも、空港からの移動手段、2次交通は大変重要と考えます。

2次交通に対する考え方について伺います。

4点目は、（仮称）宿泊税について伺います。

過去に、数度、この件の必要性、早期の取り組みについて一般質問をしております。改めて、観光施策の財源、原資となり得る（仮称）宿泊税について、どのようなタイムスケジュールで検討、実施していくのか、伺います。観光施策について、2点伺います。

1点目は、富良野市博物館を活用した観光振興について伺います。

山部にありました旧富良野農業高校が平成13年3月に閉校したに伴い、同校舎を平成14年9月に郷土館、情報プラザ等の資料を展示する施設として、富良野市生涯学習センターに併設して富良野市博物館が開設されました。富良野市博物館は、富良野市の自然、歴史、文化にまつわる資料を常設展示しており、社会教育上、大変貴重な施設と理解するところであります。この貴重な施設を市民以外の富良野を訪れる修学旅行生や国内外の観光客、旅行者等に広く紹介して、見学や研修等の利用促進を図り、富良野の自然、歴史、民俗、文化について理解を深めていただくには最適な施設と理解するところであります。

富良野滞在時のアウトドアの施設利用時に、悪天候などで支障がある場合の代替施設として当施設を利用することなど、富良野滞在がより深い記憶として残りますし、多くの利用者、見学者によって山部地域の活性化にもつながると考えますが、この振興策について考えをお示してください。

2点目は、キャッシュレス対応と普及について伺います。

最近、キャッシュレスシステムが注目を集めております。外国人観光客の決済システムとしてキャッシュレス対応が求められております。現金決済には、附帯業務として、集金、集計、管理、領収書の発行、保管、ATM設備などがあります。それらを減らして、作業の効率化、省力化など人手不足に対応しているシステムと考えます。データは宝の山と言われており、利用において新規、リピーター、休眠顧客などの分類で対策がすぐに立てられるなど、業務効率化も図られるキャッシュレスは有効なシステムと考えます。今後も、トップセールスで海外から観光客の誘客を図るなら、現金決済ではなく、キャッシュレスの普及が経済効果を生むことになると考えます。

キャッシュレスへの対応と普及についてどのように考えているか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

黒岩議員の御質問にお答えします。

1件目のふらのビジョン2030について、富良野観光の

現状と課題、その対策に関して、宿泊施設の質の向上についてであります。

毎年、富良野・美瑛広域観光推進協議会が行っております満足度調査において、観光客の再来訪意向が低いという結果が出ております。その理由としましては、高騰している夏季の宿泊料金と施設やサービスの提供との間に生じる価格意識によるものと思われれます。再来訪意向を高める対策としましては、現在、富良野・美瑛広域観光推進協議会では、年2回、観光アカデミーを開催し、コミュニケーション能力と表現する力を高め、マナーや接客、接遇の改善に向けた人材育成に努めるとともに、本市においては、中小企業振興総合補助金による人材育成、施設改修の支援を行っているところであり、今後も継続してまいります。

次に、季節変動の解消につきましては、本市における観光は夏に集中しており、これをサイクリングなどのアウトドアスポーツや食を切り口にショルダー期の6月、9月に分散化する取り組みを行っております。また、閑散期への対応としましては、トップセールスやPR動画の配信に努めるとともに、その時期に長期休暇のある東南アジアからの誘客を進めてまいります。さらに、この期間に観光アカデミーの開催による人材育成や施設のメンテナンスに取り組む事業者も多く見られるところであります。

次に、個人旅行化に対する2次交通対策ですが、観光客の旅行形態は、団体旅行からレンタカーや公共交通機関を利用した個人旅行へとシフトしており、2次交通対策は重要になっております。現在、新千歳空港からの移動手段としては、鉄道や、冬期間は富良野市内のホテルまでを結ぶシャトルバスが運行しているとともに、旭川空港からは路線バスが運行しており、今後もアクセス情報などについてホームページやSNS等により積極的に情報発信してまいります。また、地域内の移動については、ふらの観光協会が観光地を巡回する夏季のくるバスや、冬期間にスキー場と市街地を結ぶナイトシャトルバスを運行しており、今後も継続して支援してまいります。

次に、(仮称)宿泊税についてであります。担当部局で構成する観光財源庁内検討チームを設置し、導入する場合の課題や税を充当する事業などについて、5回の協議並びに先進地である京都市、倶知安町への視察を行ったところであります。現在、庁内検討チームの調査研究結果をまとめるところであり、次の段階として、新年度は、関係団体との意見交換を行いながら、(仮称)宿泊税の導入の可能性について協議してまいります。

2件目の観光振興についての1点目、富良野市博物館を活用した観光振興についてであります。

現在、富良野市博物館は、市民や市内小・中学校の児

童生徒が学習の一環として訪れるほか、国内の旅行者や、少数ではありますが、外国人旅行者も来館しております。個人旅行者がふえ、旅行者のニーズが多様化する中、博物館は、本市の歴史や地理的な背景などを学ぶテーマ性の高い施設でありますので、宿泊施設にパンフレットを配置するなど、情報発信に努めてまいります。

次に、2点目のキャッシュレス対応と普及についてであります。国は、キャッシュレス決済比率を2025年までに40%へ高めることを目標に、キャッシュレス化を促す方針であります。

近年、諸外国においてキャッシュレス化が進んできており、訪日外国人観光客も、クレジットカードの使用やQRコードを利用したスマートフォン決済を希望することが多い状況であります。しかしながら、本市においては、クレジットカードを使用できるホテルや店舗は多いものの、QRコード決済が利用できる店舗は限られており、消費を十分に取り込める状況にはなっていないと認識しております。

現在、ふらの版DMOの位置づけである観光まちづくり戦略会議において、QRコード決済の普及とあわせて、デジタルマーケティングの手法を活用して、スキーシーズンに外国人観光客のさらなる誘客を図る仕組みを検討しており、今後、観光協会、商工会議所等、関係団体と連携し、キャッシュレス決済の普及を進めてまいります。

以上です。

議長(日里雅至君) ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時02分 開議

議長(日里雅至君) 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

再質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番(黒岩岳雄君) では、何点が質問させていただきたいと思っております。

ふらのビジョン2030の中に、満足度調査から見える旅行者の不満という項目がありまして、その中に何点かありまして、地域内の移動が不満だとか、先ほども出ておりましたけれども、宿泊施設の質とおもてなしに不満だということです。これは、料金のことも当然ありますけれども、その内容が既にあらわされております。

満足度というのは料金にサービスが伴ったことだと思うのですが、満足度を得ないことに対して、事業者側にどういう形で伝えているのでしょうか。例えば、単純に料金が高いからということではなくて、料金に応じた

満足度というか、お客さんを満足して帰してくれているかというような問いかけでもいいですけども、そういうアクションはいままでやっておられるのでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の再質問にお答えいたします。

満足度に対するお客様の不満について、宿泊事業者にどのように伝えているかという御質問かと思えます。

現在、観光まちづくり戦略会議におきまして、観光協会もメンバーとなっており、旅館組合や飲食店組合等も入っております。そういう中で情報を共有し、ビジョンの課題等については真っ先に情報を示してございます。お客様に満足していただくためには、単に安いとかではなくて、対価としてどれだけのサービスあるいは施設の充実があったかということも重要な部分かと思われまます。これにつきましては、情報を共有しながら、では、これをどういう形にしたらいいか、これからの具体的なアクションプランを皆さんで検討して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） 施設的には、既存の施設、新たにできた施設、また、いま計画している施設の3種類ぐらい分かれるのではないかと思います。新しくできた施設、それから、今後計画されている施設ができ上がることによって、その相乗効果が期待できると思うのですが、どのように考えているか、お尋ねします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の再質問にお答えいたします。

新しくできた宿泊施設等に対する相乗効果ということでございます。

施設につきましては、それぞれの事業者の思惑もあろうかと思えますが、ターゲットとなるお客様がそれぞれ違ってこようかと思えます。ただ単に安ければいいというお客様もいらっしゃれば、ある程度の費用を出してでも、最上級まではいかなくても良質のかなり高いサービスを受けたいというお客様もいると思えます。現在のところ、新しいホテル等と直接の情報交換は行っておりませんが、それぞれのサービスを提供できるような施設になるよう、先ほど言いました観光協会等を通じてそれぞれのニーズについての情報共有を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） いまの部長の答弁と私の感覚は若干違います。既存の施設、それから、新しい施設、いまから計画されている施設が、お互いにいい意味で競争するというか、そういうことがこの地区の宿泊施設をレベルアップさせていくことにつながっていくのではないかと思うのですが、そういう考え方はいかがですか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の再質問にお答えいたします。

いわゆる競争等を通じてレベルアップを図ってはということでございます。

もちろん、この施設ではこういうサービスをやっている、あるいは、こういう取り組みをしているという情報をできる限り共有しながら、例えば、Aの施設では苦手でも、Bの施設ではこれが可能である、あるいは、こういう人材がいるなど、それぞれがつながるように、仕組みも含めて、先ほど言いました戦略会議の中で進めてまいりたいと思えます。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） 次に、季節変動、言うなれば閑散期の対応ですが、冒頭の質問で話したように、閑散期の集客というのは非常に厳しいと思うのです。市長の答弁でも、休みのところでもセールスをかけて呼ぶのだというお話でしたが、その辺は非常に厳しいと思えます。

ただ、厳しいからといって呼ばないわけにはいかないと思えます。片方ではそのようにして呼んで、もう片方では、施設整備をしたり、サービスを高めるために職員をレベルアップする研修をするなど、いまの料金とサービスが合っていないのではないかとこのことを解消していけるように、この両面を行政がうまく指導してやっていけたらいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の再質問にお答えいたします。

一つは施設整備、もう一つは人材のレベルアップという二つの考え方ですが、まず、施設につきましては、私がいま押さえているところによりますと、11月に施設改修あるいは改善を行うところが多いかと思えます。施設の改修に対しては、中小企業振興総合補助金等で改修経費の一部を支援しているところでございますが、先ほど言いましたように、どこをどう直したらいいかという情報も含めながら進めていきたいと思っております。

もう1点の人材の面、職員のレベルアップについては、先ほど答弁しましたとおり、4月と11月に研修等を行っておりますが、回数や質を検討しながら、その時期にある程度の研修ができるような体制、あるいは、講習の回数も順次ふやしていきたいと思っております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） いまの話と関連しますが、要は、高い料金を取れるのが一番ベストですけれども、それには何が足りないかといったときに、施設的なものはどうしても変えられない部分があります。ただ、サービスは、人間が対応するわけですから、幾らでもレベルアップできると思うのですよ。いま、一番クレームになっているのは、夏場のトップシーズンの料金とサービスが合っていないのではないかと、こんなサービスでは不満だということで、そういうことがリピーターの少ないことにつながっていると思うのです。そこで、春先や11月の閑散期に努力してお客さんをとるのですが、たくさんのお客さんは見えないでしょうから、そういう時期にこそ、そうしたことをやりたいのではないかとと思うのです。目標は、高い料金を取れる体制が一番いいと思うのですよ。満足させて帰すということですから、満足させるということは、また戻ってくるわけですからね。そういう意味で、行政側が観光協会や旅館組合を指導しながらリーダーシップを持つべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の再質問にお答えいたします。

人材のレベルアップのために、4月や11月にもっと集中させて研修等を行うなど、市がリーダーシップをとってサービスを向上させる方策をというお話でございました。

こちらにつきましても、それぞれの関係機関や団体等と協議しながら、市がリーダーシップをとるというよりも、皆さんと情報共有してさらに知恵を出し合いながら、どういったところのどういうサービスを向上できるのかと。富良野に限らず、実際にかなり高い料金を取っている施設であっても満足されるお客さんがいらっしゃることは認識しております。もちろん、ターゲットについても、家族連れやカップル、個人などいろいろでございますので、それぞれが満足できるようなサービスを勉強しながら皆さんで検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） では、個人旅行化に対する2次交通についてお尋ねしたいと思います。

いまのビジョンの中にも、空港と富良野間のアクセスを考えなければだめだ、改善しなければだめだという項目があります。海外あるいは国内から見える方も、新幹線もありますが、飛行機を使って見える方がまだまだ多いわけですから、その関係の2次交通について積極的に取り組むべきだと私は思っています。

旭川空港と新千歳空港がありますが、旭川のほうは通年でバスが出ていますね。新千歳については、冬は一応出ていますが、それ以外は、団体バスは別として定期的なものはほとんど出ておりません。

そういうことも含めて、2次交通の考え方を改めてお尋ねしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の御質問にお答えいたします。

主に空港からのアクセスということでございますが、いまお話があったとおり、旭川からは、路線バスという形で富良野駅まで、あるいは、スキー場まで回っているバスも1本程度ございます。新千歳空港からは、現在、冬のシーズンについては、新千歳空港から富良野駅を経由してスキー場方面まで6便、また、帰りは富良野スキー場方面を回って新千歳空港まで5便が出ております。こういった情報については、バスはこういう便がある、あるいは、JRを使った場合はこうなるといったように、特に海外のお客様には日本に来る前の予約の段階からわかるような工夫をしながら、できるだけ発信に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） 現状のものを紹介するのはいいのですが、私は、今後、空港と富良野間のアクセスをどう改善するかということをお聞きしました。現状のものを紹介することではなくて、通年で2次交通をトータルに考える必要があるのではないかと質問をしたつもりですが、いかがですか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 旭川空港、あるいは新千歳空港からのアクセスにつきましては、富良野のみならず、旭川、東神楽、また、新千歳空港発の便が経由する途中の市町村も含めた広い範囲での協議、さらには、運行する交通事業者等との協議も必要になってまいります。これにつきましては、どういった方法、どういったことが

可能かも知れませんが、今後も研究しながら、必要に応じて協議等を行ってまいりたいと思います。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） 通年の2次交通については、今後、研究していくということですが、それは研究していただきたいと思います。

宿泊のほうも、スキーの場合、いままではスキー場に近い宿泊施設に泊まるのが非常に多かったのです。今シーズン、私は、富良野駅発が午前8時10分、コンシェルジュのところから8時13分の御半行きのバスを見ておりましたら、駅前から約二十数名のスキーヤー、また、コンシェルジュの前から15名ぐらい、もう立った状態ですが、そういうように形態がちょっと変わってきていると思うのです。山に泊まるのは当然ですが、まちの中に泊まると、アフタースキーも楽しめますし、そういうふうにはまちとうまく循環するとか、バスをうまく利用しているなどと思いました。ですから、宿泊事業をやっているまちの人たちからは、8時10分発だけではなくて、9時も出してくれと、こんな話が出ています。

そういう状況を見ていると、2次交通というのは、どこかの交通ではなくて、この管内の交通のこともいろいろ考えなければいけないのではないかと思います。いまは、午前8時10分のは、11時までバスがないと言っていました。そうしますと、まちの中に宿泊した人たちは、今度はタクシーが何かで行かなければいけないこととなりますので、8時10分後に9時のバスがあれば非常にいいという話でした。

来シーズンに向けて、2次交通とか、循環バスとか、その考え方についてはいかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の御質問にお答えいたします。

主に、駅付近からスキー場へのアクセスのお話かと思いますが、現在、路線バスは、一般の生活交通路線としての利用のほか、観光客のスキー場へのアクセスに使われている状況ももちろんあると認識しております。市民と観光客がお互いにどの時間帯、あるいは本数等も含めて、どうあったらよろしいのか。現在の交通事業者であるふらのバスは、先ほど言いましたまちづくり戦略会議の構成員の一人に入っておりますので、そういった中で情報を共有しながら、みんなで協議、研究しながらよい方向に検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） いまのバスの件は、新しいホテルがことしの秋にでき上がれば、当然、来シーズンにはスキーの関係者も泊まると思いますので、非常に重要になると思います。行政側にも、しっかりとした対応をするよう動いていただきたいと思います。

次に、4点目の宿泊税についてお尋ねします。

検討チームでは、既に5回の協議をやっていただいたということです。私は、2定例会ぐらい前ですか、バックギアに入っているのではないかという失礼なことを議場で言ったかもしれませんが、前進しているということで安心しました。

そのときのやりとりの中で、道のことを非常に心配していましたが、道とのやりとりはどのような状況でしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の御質問にお答えいたします。

いわゆる宿泊税につきましては、都道府県がかける税と市町村がかける税について、それぞれの用途を明確に区分しなければ二重課税問題が発生いたします。ですから、これにつきましては、北海道の動向等も非常に注視しながら進めてきているところでございますが、現在のところ、昨年夏ぐらいからの情報につきましては、特に入ってきておりません。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） 道のほうはある程度無視して、市のほうで動いていっていいというような判断ですね。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の御質問にお答えいたします。

もちろん法定外目的税でございますので、これについては、市町村で取るか、北海道で取るか、あるいは、国のほうでは出国税もございますので、それぞれとお話ししながら、あわせて、担当省庁である総務省とも相談しながら、どの方法がよろしいか、検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） これについて、私は、先般、旅館業組合長、あるいは大型ホテルの総支配人たちとも話をしまして、皆さんは、自分たちのお客さんからいただいたものを市に納め、それがまたお客さんのためになるということであれば賛成してくれるような意向でした。

目的税とはいえ、実際に徴収する立場の人たちの理解を得ない非常に難しいと思うのですが、そういうことで、積極的にどんどんやっていくべきだと思います。

倶知安のほうはことし11月からスタートするわけですから、スピード感が非常に求められていると思うのです。その辺も踏まえて、今後のスケジュールについて、来年からやるぐらいの感覚でやっていただきたい、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の御質問にお答えいたします。

スピード感を持って宿泊税の検討をというお話でございますが、こちらにつきましては、先ほど御答弁したとおり、新年度からをめぐりに、いまおっしゃられた旅館業組合や宿泊事業者、また、状況によりましては観光客やほかの人たちも含め、関係機関・団体等と協議しながら導入の可能性についてのお話を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） では、観光施策のほうに移らせていただきます。

富良野市の博物館は、皆さんも御存じのように、山部の旧農業高校の校舎を使って開館されておりますが、建物とかなんとかではなくて、中身が非常にいいと思うのです。富良野の歴史はまだ百十五、六年で、200年もたっておりませんが、そういうことがわかるし、地勢というか、地形、活断層とか、動植物も展示されていて、非常に貴重な施設だと思います。これについては、地元の人々だけではなくて、海外や国内からの旅行者、あるいは、修学旅行生にも見るチャンスをぜひ与えて、勉強していただいて、少しでも知識を得て富良野を理解して帰っていただきたい、こういうことで質問したわけです。

そこで、一つは、これは学習的、教育的な施設ですから、そういうふうにしていかどうかということがありますので、教育部長、私の言ったことがいかに、どうぞ使っていいぞと言うのか、だめだと言うのか、その辺の判断をお聞きしたいと思います。

議長（日里雅至君） 暫時休憩します。

午後1時26分 休憩

午後1時27分 開議

議長（日里雅至君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

黒岩議員に申し上げます。

もう一度、再質問の内容を整理して御質問いただければと思います。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） では、質問させていただきます。

富良野市の博物館について、一般の観光客とか修学旅行生に見ていただくような形にしたらどうか、観光振興の面からどうだろうかという質問でございます。

パンフレットなどを各旅館施設等に置いてそういう案内をするということですが、それはそれでいいと思うのですよ。もう一つは、富良野市生涯学習センターという看板は大きくどんと出ているのです。しかし、富良野市博物館という看板が出ていないものですから、もしそういう形で案内するのであれば、看板もつけていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の御質問にお答えいたします。

博物館の看板等の改修といいますが、PRをということでございます。

先ほどお話ししましたとおり、まずはパンフレットなりSNS等での情報発信が第一義かと思われまふ。さらに、それに伴った施設等とすべく、インバウンドへの対応も考慮しながら、どういったことが必要なのか、どういったものが大事なのか、また、場合によってはガイド等も必要になってくるかもしれませんので、そういった観光面での必要性等も考えながら、施設を所管する教育部局とも協議し、検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

6番黒岩岳雄君。

6番（黒岩岳雄君） いまの部長の答弁は非常にありがたいことですが、看板はどうなのですか。要するに、生涯学習センターという看板では、あそこの前を通った人たちは寄らないと思うのです。国道沿いには両面に看板があるのですが、それは下のほうについていて、建物にはついていないのです。その辺はいかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時32分 開議

議長（日里雅至君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ただいまの黒岩議員の質問につきましては、先ほど経済部長が答えておりますので、御理解いただきたいとい

うことと、続けて質問があれば、していただきたいと思  
います。

6番黒岩岳雄君。

6番(黒岩岳雄君) 私の質問した看板については、  
教育部局と相談すると答えているということでは理解しま  
した。

続きまして、キャッシュレスについてお伺いいたしま  
す。

これは、一事業所ではなくて、既に取り組んでいる宿  
泊事業者も多いのですが、このエリアの中で、全部とはい  
かないかもしれませんが、特に、地元の人ではなくて海外の人  
たちが使うような施設はなるべくそういうふうにしたほう  
がいいだろうと、片面では、富良野はもう現金を持ってこ  
なくても大丈夫だよというようにPRしていくことも必要  
ではないかと思ます。

ですから、実態はつかんでいないと思ますが、その  
辺の今後の取り組みについて御答弁をお願いします。

議長(日里雅至君) 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長(後藤正紀君) 黒岩議員の御質問にお答え  
いたします。

先ほど御答弁させてもらったとおり、キャッシュレス  
化につきましては、国を挙げて、現在は20%弱である日  
本のキャッシュレス化を倍の40%まで引き上げようとい  
う方針でございます。

本市といたしましても、インバウンドのこれからの増  
加も踏まえながら、キャッシュレス化は必要なものだと  
思っております。現在、これについて具体的にどのよう  
な方法がとれるのか、さらに、数社では既にQRコード  
を導入しておりますので、こういった情報等も共有しなが  
ら、より広がっていくような方向で検討してまいり  
たいと思ます。

以上です。

議長(日里雅至君) 続いて、質問ございますか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長(日里雅至君) 以上で、黒岩岳雄君の質問は終  
了いたしました。

次に、宇治則幸君の質問を行います。

11番宇治則幸君。

11番(宇治則幸君) -登壇-

通告に従い、順次、質問してまいります。

初めに、会計年度任用職員制度の導入について質問  
いたします。

最近では、大手企業においてもブラック企業、ブラッ  
ク労働、あるいは、ブラックバイトなどと世間の注目を  
浴びているところであります。数年前からは、ワーキン  
グプアという言葉も使われています。この定義を調べて  
みると、世界的には、貧困線を満たす収入が得られない

労働者となっております。しかし、日本ではこの貧困線  
というものが設定されていないため、一般的な解釈とし  
て、正社員並み、あるいは、正社員としてフルタイムで  
働いてもぎりぎりの生活さえ維持が困難、もしくは、生  
活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者の  
社会層とされており、具体的には、フルタイムで働いて  
も年収200万円以下の人たちというのが一般的な解釈とさ  
れているところだと思ます。

毎日の生活にかかるお金を切り詰め、貯金する余裕も  
なく、将来に希望を持ってない、そんな人たちがふえて  
います。少子高齢化で生産年齢人口が減少している上に、  
現役世代にワーキングプアが広がることは、その子供や  
高齢者にも影響を与え、社会全体の活力低下につなが  
ります。早急に解決していかなければいけない大きな社会  
課題だと考えております。

残念ながら、官製ワーキングプアという言葉もあり  
とおり、自治体で働く非正規職員の中にも同様の働き方  
になっておられる方がいると聞いております。

そこで、何点かお聞きします。

1点目に、富良野市で、現状、雇用、任用される非正  
規職員の職種別等のフルタイム、パートタイムの人数と  
その推移についてお聞かせください。

2点目に、非正規職員の賃金、労働条件等の改善の取  
り組みについて、どのような取り組みを行っているか、  
お聞かせください。

3点目に、昨年の第3回定例会の大西議員からの質問  
にもありましたが、地方自治法並びに地方公務員法の改  
正により、会計年度任用職員制度が新設され、2020年4  
月から運用できるよう、現在、準備されていることと思  
いますけれども、制度の趣旨と内容、あわせて、現在ま  
での進捗状況をお聞かせください。

次に、職員の働き方改革についてお伺いします。

昨年6月に、働き方改革を推進するための関係法律の  
整備に関する法律が成立しました。いわゆる働き方改革  
関連法は、一つ、長時間労働の是正、二つ、多様で柔軟  
な働き方の実現、三つ、雇用形態にかかわらず公正な  
待遇の確保といった視点から法律が改正され、民間では、  
年次有給休暇の5日取得義務や時間外労働の上限規制に  
ついて罰則が設けられるなど、70年前に制定された労働  
基準法において、初めての大革命となっております。ま  
た、人事院規則が改正されるなど、地方自治体でも影響  
が出てきています。

今回は、働き方改革の中で、主に長時間労働に絞って  
お話をします。

長時間労働と健康問題は、密接な関係があると言われ  
ています。長時間労働は、休憩時間や睡眠時間、余暇時  
間、そして家庭生活の時間の不足を引き起こし、身体的、  
肉体的な疲労を蓄積させていきます。長時間労働を強い

られる背景には、質的に高い仕事を求められることにより、業務量がふえ、それに伴い、業務時間が増加することが考えられます。

そして、このことは、精神的負担や時間密度も引き上げ、疲労蓄積の原因となり、それが広く健康問題と関係していきます。特に、脳疾患や心臓疾患、そして精神障がいや自殺は、深刻な健康問題として大きな社会問題となっております。長時間働く人の中には、精神的な負担が増し、心の不調が生じる可能性もありますし、睡眠時間が短くなることにより、健康に悪いだけでなく、作業意欲や作業効率が下がり、ミスがふえ、大きな事故やけがが起こる可能性も高くなります。

そこで、お伺いします。

1点目に、市職員の休暇の取得、超過勤務の現状と課題についてお聞かせください。

2点目として、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和推進に向けた長時間労働の解消対策や、適材適所の人事異動、人員配置、または、優秀な人材、人手を確保するための取り組みなどがありましたら、あわせてお聞かせ願います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

宇治議員の御質問にお答えいたします。

1件目の会計年度任用職員制度の導入についての1点目、現状における非正規職員の職種別等のフルタイム、パートタイムの人数とその推移についてであります。

本市の非常勤嘱託職員につきましては、専門的な資格または知識と経験を有する職として、外国語指導助手、児童厚生員、介護認定調査員など21職種にわたっており、平成31年2月現在の在籍人数は46名であり、5年前の平成26年4月時点と比較してほぼ同数となっております。

また、臨時的任用職員につきましては、平成30年4月現在の在籍人数は168名であり、職員と同じ勤務時間のフルタイムの臨時職員で、事務補助、保育士、学校用務員などが100名、短時間勤務の臨時職員は、教育支援員、保育補助などが68名でございます。平成26年4月時点と比較いたしますと、短時間勤務の臨時職員が約半減となっておりますが、フルタイムの臨時職員がふえている状況にあります。

なお、正規職員の配置状況につきましては、平成30年4月現在で265名であり、平成26年4月と比較いたしますと10名の減少となっているところであります。

2点目の非正規職員の賃金、労働条件等の改善への取り組みについてであります。臨時的任用職員の賃金につきましては、平成28年4月に日額賃金の単価を約3.9%改定し、さらに、保育士等の臨時職員賃金については、

平成30年4月に約4%改定したところであります。今後、規則を改正し、平成31年4月からは、全職種で約3.7%の賃金改定を予定しているところであります。また、非常勤嘱託職員につきましては、健康診断やストレスチェックの実施を初め、本年1月より結婚休暇を新設したところであります。

3点目の会計年度任用職員制度導入に向けての進捗状況についてであります。新たに制度化された会計年度任用職員制度では、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す必要があり、募集、採用に当たっては、年齢や性別にかかわらず均等な機会を与えること、給付に関しては、職務給の原則や均衡の原則により適切に支給すること、このほか、勤務時間及び休暇、健康診断、研修、社会保険及び労働保険、人事評価等についても適切に行うことが求められております。

会計年度任用職員制度は、改正地方公務員法及び地方自治法の施行日であります平成32年4月からの導入となります。スケジュールといたしましては、勤務時間や業務内容を把握するため、各職場の実態調査を昨年12月下旬から1月下旬までに行い、あわせて、業務内容の見直しや勤務時間について各職場からの意見聴取を実施してきたところであり、今後、会計年度任用職員の給料や報酬などの給付や勤務時間及び休暇などの勤務条件等の整備を行うとともに、適宜、職員団体との必要な協議を行い、関係条例を本年の第3回定例会で提案できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

2件目の職員の働き方改革についての1点目、現状と課題についてであります。

職員の休暇の取得状況につきましては、平成30年の平均使用日数が10.82日であり、平均取得率は約55%となっております。また、子育てをしながら働き続けるための育児休業については、平成30年度の取得者は3名、取得率は女性で100%、小学校就学前まで利用できる部分休業につきましては取得者2名となっております。時間外勤務の状況につきましては、月45時間を超える職員は、平成30年4月から本年1月までの各月において延べ70名おり、そのうち、月80時間を超えた職員は延べ13名となっております。また、年360時間を超えた職員についても既に3名おり、これらの業務内容につきましては、選挙事務や住民税の賦課事務、イベント開催に伴う準備、事業発注に関する事務に従事する職員の時間外勤務が必要となったと認識しているところでございます。

本年4月1日からは、働き方改革に伴う労働基準法が改正され、時間外労働の上限規制が設けられることとなりました。さらに、上限規制に係る人事院規則も整備されたことから、本市においても、今後、規則を整備するとともに、時間外の多い職場については、業務内容の見直しや人事配置の見直し、さらに、産業医への情報提供

など職員の健康管理を含め、対応を図ってまいりたいと考えております。

2点目のワーク・ライフ・バランス推進に向けた対策についてであります。国の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章や行動指針を踏まえ、本市においても、特定事業主行動計画により、働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進してきたところであります。

人事異動につきましては、これまでも、人事希望調書により、希望する部署や職員の適性を生かした仕事等を把握し、人材の育成とともに、やりがいや充実感を感じられる異動に努めてまいりましたが、人事評価制度の個人面談などを活用し、職員間の意思疎通を図り、今後とも、適材適所の職員配置に努めてまいりたいと考えております。

また、職員の新規採用に当たりましては、特に専門職の確保のため、早い時期、6月での採用試験を行うなどの工夫もしてきているところであります。

さらに、一部の職場においては、勤務時間の変更により、市民サービス向上とあわせて、長時間労働とならないための職場の環境整備を既に進めてきているところでありますが、引き続き、体制づくりに努めるとともに、職員の育児休業や介護休暇などの制度周知に努め、職員が育児や介護をしながら仕事を継続できる働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長(日里雅至君) 再質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番(宇治則幸君) 順次、再質問させていただきます。

会計年度任用職員の導入についての最初の項です。

いま、説明をいただきました。私も十分に予算書等を見ている調べたのですが、なかなかうまくできているなという表現が適当かどうかはわかりませんが、一つには、非常勤嘱託職員、いわゆる外国語のALTとか、専門的な資格あるいはスキルを持っている方に対しては報酬という形で対価が出るといこと、それから、臨時の事務員や作業員、あるいは保育士や保健師、栄養士、児童厚生員や指導員、調理師、この方々については賃金という形で対価が払われる、私はこういうことをやっと理解できたところでございます。

その中で、非常勤嘱託職員については、職種並びに人員等は余り変わりが無いとのことで、多分、専門的なことを継続してやっていただいているのではないかと推測いたします。臨時職員については、たしか、いま聞いたところでは、パートの職員は減っていて、フルで働く方がふえているとのことでした。多分、いまも広く職種のことを言われましたが、推測するに、保育所、あるいは

児童センター等の人数もしくは時間がかかわって膨らんでいるのではないかと考えているところでは、

一方で、市の職員は、徐々に減らしてきて、現場においては、本来なら補助的作業を行うことになる非正規職員も、直接、市民と接する機会が多く、あるいは、専門的なキャリア、人の生命にかかわる部分、子供の成長を見守る部分など、責任のあるお仕事についておられる場面が多いのではないかと思います。

いま、臨時の方については、原則的には補助的作業となっておりますが、この方々について、恒常的な仕事に当たられているようなことになっていないか、どういう考えをお持ちでしょうか。

議長(日里雅至君) 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長(稲葉武則君) 宇治議員の御質問にお答えいたします。

臨時的任用職員が恒常的な任務に当たっているかどうかという御質問だと思います。

臨時的任用職員につきましては、あくまでも正規職員の補助といえますが、主に代替職員でいるのが多いたる所もありますけれども、責任ある仕事については基本的には正職員で対応していると認識してございます。

以上でございます。

議長(日里雅至君) 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番(宇治則幸君) これは、当然のことだと思います。いずれにしても、公共サービスの多様化とか、住民サービスの膨らみがありますので、臨時職員あるいは非常勤職員の示す存在感というか、その意味は非常に大きなものがあると思いますので、十分に配慮していただきたいと思います。

では、二つ目の非正規職員の賃金、労働条件等の改善の取り組みについてお伺いします。

いま報告いただいたとおり、賃金単価の見直し等については徐々に改善されてきたと認識しております。

ただ、最低賃金等々を上回っている、あるいは、職種によって差を設けていると言いましても、時間給の積み上げ等でいきますと、なかなか十分な賃金水準には行かないのではないかと私は推測するところでございます。そういうことで、公正で安定した公共サービスの維持のためにも、先ほど言ったとおり、いまはサービスの需要がたくさんふえている中で、自治体みずからが低賃金によるワーキングプアなどを生み出さないように配慮していただきたいと思いますが、これは、ことしの4月にも3.7%の増額ということか、確認させていただきます。

議長(日里雅至君) 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長(稲葉武則君) ことし4月の3.7%増の確認

だと思っておりますが、基本的には、これから予算の関係もございまして、予算が通った段階で改めて規則を改正させていただいて、全職種における全体的な賃金の平均3.7%増を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） では、3番目の会計年度任用職員制度の導入についてでございます。

私が最初に確認したとおり、富良野では、いままで、臨時職員のパート、フルタイム、そして非常勤嘱託職員の3通りで非正規の雇用をしていたのかなと理解しているところですが、多分、この新しい制度においては、任用の根拠を明確にし、処遇を改善するとありますので、この辺の整理がしっかりなされるものと思っております。

ただ一方、先ほど今年度については臨時あるいは嘱託の賃金を上げるという話がありましたが、残念ながら、行政コスト低減という名のもとで、非正規化というか、そういう人が現場にふえている実情は余り好ましいことではないと思っております。今回、会計年度任用職員の中で、任用の根拠の明確化、あるいは、処遇の明確化がうたわれておまして、フルタイムあるいはパートタイムで働かれます。余り細かいところに入っていくても何ですが、読みますと、フルタイムで任用される者は、常勤職員が行うべき業務に従事する者とされ、業務の性質や量、賃金の程度は、フルタイムの者は常勤と同等であると、このような解釈でよろしいでしょうか。わかっている範疇で結構でございます。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 宇治議員の御質問にお答えいたします。

先ほど市長からも答弁させていただいておりますが、来年4月以降の会計年度任用職員の導入に向けて、いま、いろいろな面で制度設計をさせていただいている状況でございます。その中で、総務省のほうで出されている今回の会計年度任用職員の導入に向けたマニュアルを出させていただいて、全道とも合わせながら、いま、制度設計をしておりますが、その中でも、フルタイムでの任用については常勤職員が行うべき業務に従事するということが記載されています。私どもがいま制度設計している部分については、先ほど申しましたように、業務の内容や状況も含めているいろいろな面でヒアリングさせていただき、あくまでも業務内容に合ったものについて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） 十分に考えていただきたいと思っております。

というのは、会計年度任用職員制度というのは、新しい制度の中で、最長1年間の短期的契約の公務員が新設される、そのような形で理解するという見方もあるわけでございます。単年度で雇用が切られるかもしれないが、1年間の契約を結ぶ、次の年の更新などの約束はないということで進められます。その中で、スキルなどの程度が上がれば賃金も上がるというふうに聞いています。一方で、採用の仕方についても、もちろん選抜試験があるとは聞いておりますが、会計年度任用だと単年度、単年度で継続性があるかどうかかわからないわけですから、限りなく不安定な非正規の職員を生み出すような人の採用につながることはぜひとも避けていただきたいと思っております。先ほど、具体的なスケジュール等が示されましたが、やはり、最大限、任用根拠の明確化、あるいは処遇の明確化、また、財源の確保を含めて、職員団体と十分に協議されることをお願いします。（発言する者あり）

職員団体との協議は十分に考えられているでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 職員団体との協議については、いろいろな面で関係ある部分がございますので、必要に応じて、適宜、協議を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） 先ほど、スケジュールは9月の定例会ということだったと思っておりますが、なるべく早いうちに情報をいただきたいと思っております。

続きまして、職員の働き方改革のほうに移らせていただきます。

現状と課題の中で、富良野市特定事業主行動計画の取り組みということで説明をいただきました。私も同じような資料をいただいている中で、男性の育児参加等の休暇の取得、あるいは、育児休業に対しても、女性の方は当然100%ですが、目標取得率10%の男性の方はなかなか使われない、そういう状況にあるかと思っております。

あわせて、年次休暇についても、基本として20日持っている方が5%消化すれば11日前後という形になっていきますが、部署や人によってバランスがとれているのか、とる人はとって、使わない人は使わないという状況はないのか、お聞きしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 宇治議員の御質問にお答え

します。

男性の育児休業ということが前段にあったと思います。男性の育児休業は、近年では正直言ってありません。ただ、以前、短期間でとっている方はいらっしやいました。

年次休暇の取得状況であります。いま、具体的に誰がどれくらいとっているかという統計は手元に持っておりませんが、20日付与されているうちの半分以上が使われているというふうには私は認識しています。ただ、とり方については、それぞれの事情があると思いますし、何とも分析しがたいところがあります。半分とっていることについては、まだまだかもしませんが、私としては思っていた以上にとっているなというふうには理解させていただいています。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） 確かに、個人のケースによって違うというのは理解できます。それでも、有給休暇の取得率の目標は65%となっています。20日ある人は13日はとろうよという目標ですから、そういう環境をぜひとも整えていただきたいと思います。

もう一つ、時間外の勤務等です。いただいている資料では、上限が年間360時間という一つの目安において、平成27年度、28年度は超過が9人、29年度は13人ほどです。先ほどの説明では、30年度はまだ途中で終わっていませんが、3名ほどと聞いております。

この中に管理職等も含まれているのでしょうか、御確認します。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 宇治議員の御質問にお答えします。

以前から公表している360時間を超えている人数と、今回申し上げたように、平成30年度は中途であります。360時間を超えている人数の中に管理職は入ってございません。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） 新しい働き方改革の中では、管理職も含めてこういう調査をして、必要に応じて対策をとりなさいということになっておりますが、これからは管理職についてもそういう集計をやっていく予定でしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 宇治議員の再々質問にお答えいたします。

昨年、管理職員の長時間労働の是正に関する報告というものが人事院から出されています。その中では、先ほど申したように、360時間を超えないようにとされていますし、もちろんその中には管理職員も含まれています。いま現在、管理職員の時間を掌握するすべは持っていませんが、今後、改めて管理職員に対しても促していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） ぜひとも、管理職員も含めて調べていただきたいと思います。

というのは、どうしても、管理職が現場に長くいればほかの職員も残らなければならないと考えたりします。また、逆に、人が抜けたときに管理職がフォローする場面もあるかと思いますが、そういう仕事の偏りがないようにやっていただきたいと思います。

管理職の方については、言い方は悪いですが、超過勤務、あるいは、休日出勤等が繰り返されている場面があるのではないかなと私は一方的に心配しております。ですから、そういうことも含めて把握されることが必要かと私は思うのですが、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 管理職の時間外労働の把握ということだと思います。

私どもも、把握する方法はいろいろと検討しています。一般職であれば、超過勤務手当という形ですぐに見えますけれども、管理職については、残念ながら、いまは見えるすべがありません。ただ、先ほど申しましたように、管理職が率先して長時間労働を是正するということは当然あると思いますので、そういう意味でもできるだけ周知したいと考えております。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） 最後に、ワーク・ライフ・バランスということで若干お聞きします。

ワーク・ライフ・バランスとは仕事と生活の調和ということで、いま、ゆっくりと仕事をして、家庭に帰って豊かな時間を過ごすということが言われております。（発言する者あり）

長時間労働や休日出勤等々でそのバランスが崩れないように、私も、第一には長時間労働の解消が必要だと思っております。また、適材適所の人事異動、あるいは、通告しておりませんが、やっぱり人員配置ということも考えなければならないと思っております。あわせて、先ほど会計年度任用職員の話もありましたが、正職員についても、任用の間口を広げてもなかなか採用が埋

まらないと聞いております。

この辺の対応について、改めてお聞きしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 宇治議員の御質問にお答えします。

時間外労働が多い職場につきましては、業務内容や人事配置の見直し等を進めたいというふうには先ほども答弁させていただいております。あわせて、採用についてもいろいろな面で工夫している状況であります。今後も、職員の採用、または適材適所を含めて、しっかりやっていきたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、宇治則幸君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時21分 開議

議長（日里雅至君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、大西三奈子君の質問を行います。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） -登壇-

さきの通告に従いまして、順次、質問してまいります。

1件目は、ふるさと納税について、ふるさと納税の増額対策についてお伺いいたします。

昨今、国における財政状況は厳しく、各自治体においても、限られた財源の中で創意工夫して事業執行している状況と推察しているところであります。そのような中、生産年齢人口減少対策として、各自治体は、地方創生を目指し、特に若者への支援を手厚くするなど、ふるさと納税の寄附金を財源とした子育て支援や教育などの政策を打ち出している自治体が増えてきている状況がうかがえます。ふるさと納税の理念にもありますように、納税者と自治体がお互いの成長を高める新しい関係を築いていくこと、自治体は納税者の志に応えられる施策の向上を目指すこと、一方で、納税者は地方行政への関心と参加意欲を高めること、いわば自治体と納税者の両者がともに高め合う関係を目指して、ふるさと納税は、国が平成20年にスタートさせた事業であります。

ふるさと納税額の高いまちはどうような取り組みをしているのか、調べてみました。まず、職員の配置状況に

ついて、ふるさと納税推進室、あるいは、ふるさと納税をメイン業務とした職員配置がなされています。そして、富良野市が導入しているふるさとチョイスのほかにも窓口を広げ、五、六カ所のサイトを活用し、返礼品も、富良野市は100件以下ですが、約300件近くに上ります。最近、楽天サイトが非常に人気であると言われております。また、富良野市の選べる項目は4項目となっておりますが、納税額の多い自治体は50項目近くにも及び、使用目的が明確になっております。

納税額を比較してみますと、2008年のスタート時に富良野市は358万5,000円で、岡山県総社市は352万9,000円が、2015年に富良野市は172万5,000円で、同市は6億4,986万8,000円、さらに、2017年には富良野市は6,821万6,000円で、同市は15億6,895万2,187円と大幅な差が生じている状況であります。

ふるさと納税は、地方団体がみずから財源を確保し、地域の活性化に向けて待ったなしの課題に正面から向き合い、政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であります。さらなる活用に向けて、ふるさと納税の使い道を本市の実情に応じて工夫し、事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にしていくことが望ましいと考えます。そのためにも、民間活力を導入して、企画や運営など、本市の魅力を職員とともに積極的にPRしていくことが必要と考えます。

本市のふるさと納税の増額対策について、今後の方向性を伺います。

次に、2件目の子供の命を守る対策について、児童虐待防止に向けた取り組みについて伺います。

昨年、2018年3月に、東京都でたび重なる虐待を受けていた5歳の女の子が命を落とし、両親が逮捕された事件に続き、ことしに入り、千葉県で小学4年生の女の子が命を落とす事件がありました。1年足らずの間に起こった二つの虐待死事件は、日々、子供と向き合う一人の母親として大変心が苦しく、なぜ、かけがえのない大切な子供の命を守ってあげられなかったのかと無念でなりません。心より、御冥福をお祈り申し上げます。

このような子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返されないよう、政府全体として児童虐待防止対策を強化するため、内閣総理大臣のもとに関係閣僚会議が開かれ、各自治体にも通達されたところであります。

将来を担う子供一人一人が宝であります。本市においても子供の命が奪われる痛ましい事件が起きないようにすること、それが私たち大人の責任です。そのためには、現状の把握を行い、課題を見出し、必要な施策を打つことで課題を解決していくことが必要となります。

そこで、本市の現状と今後の取り組みについて、4点伺います。

1点目に、児童相談体制の強化はどのように図られて

いるのか、伺います。

2点目に、平成17年4月の児童福祉法などの改正によって、同年10月に富良野市要保護児童対策地域協議会が設立され、連携を強化することとなっていますが、現状について伺います。

3点目に、全国で児童虐待相談対応件数の増加と相次ぐ児童虐待による死亡事件が起きている現状の中、課題は養育力不足への支援と言われています。

そこで、産前産後サポート事業として、ヘルパー事業の導入を提案します。この事業は、産前産後の育児不安や産後鬱の予防に努め、児童虐待防止に高い効果を求めて、自宅を訪問するアウトリーチ型サービスと、保健センター等の実施場所に来所させて行うデイサービス型があります。家庭や家事を支えるパートナーとして、ヘルパー事業が有効と考えての提案であります。平成30年第2回定例会で大栗議員も質問され、必要であるとの認識と回答され、本市の体制も整ってきていると思っております。

虐待に至る前に気になるレベルで適切な支援が必要とされ、育児の孤立化や育児不安の防止が必要とされています。本市の子育て支援はより充実を図ってきていますが、育児で一度孤立してしまうと、解消がとても難しく、地域に入って行くのは非常に困難とされるため、孤立が起こる前の対策として、アウトリーチ型サービスを検討すべきと考えます。

岩見沢市や北斗市、神奈川県等で、続々、全国的に導入あるいは検討されてきています。孤独な中で育児と向き合いがちな母親がふえているいま、特に不安感を抱えやすい産前産後の女性を支えることは、少子化対策、産後鬱予防、児童虐待防止に効果が期待されること、また、家庭での支援に入ることでハイリスク家庭の早期発見にもつながる可能性が高いものと考えています。また、育児不安の解消として、望まない妊娠、出産後に我が子を受け入れられない男女の支援として、性教育の充実も重要な役割を果たすものと考えます。

今後の施策に対する考えをお聞かせください。

最後に、4点目は、児童虐待の正しい理解の促進について、現状や今後の取り組みについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

大西議員の質問にお答えします。

1件目のふるさと納税についての1点目、ふるさと納税の増額対策についてであります。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として平成20年に創設され、税制を通じてふ

るさとへ貢献できる制度として広く定着しております。

本市におきましても、制度設立当初よりふるさと納税の取り組みを進めてまいりましたが、平成28年12月からポータルサイトを活用したクレジットカードによる納税と地場産品による返礼品の拡充を行った結果、納税額が増加している状況となっております。現在、ふるさと納税に係る返礼品につきましては、民間事業者と協力しながら企画を進めており、メイドインフラノ認定商品に代表される本市の地場産品を中心に、全国から寄せられる篤志に込めているところであります。

ふるさと納税の増額に向けた方向性ではありますが、本市におきましては、従来から返礼品競争には加わらず、富良野市のまちのPR、地場産品のPRを目的とした返礼品に取り組んできており、今後もこの方針に変更はありません。

しかし、より魅力的な返礼品や、本市を訪れてもらえる体験型の返礼品の企画、あるいは、本市のまちづくりやすぐれた地場産品を広く知ってもらう方法や媒体につきましては、検討する必要があると考えております。そのような観点から、将来的に民間事業者の有するノウハウを活用することも一つの選択肢であると考えておりますが、近年の過度な返礼品競争に対する総務省の規制強化の動きもあることから、国の動向を注視しながら、情報収集に努め、増額に向けた対策を検討してまいります。

以上です。

議長（日里雅至君） 続けて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

大西議員の御質問にお答えいたします。

2件目の子供の命を守る対策について、児童虐待防止に向けた取り組みに関する相談体制の強化についてであります。

こども未来課に家庭児童相談室を設置し、専任の相談員を2名配置し、相談対応に当たっております。また、保健師による乳幼児健康相談、子育て支援センター、保育所などにおける子育てに係る相談などを通し、相談体制の強化を図っているところであります。

次に、連携の強化についてであります。虐待を受けている子供の早期発見や適切な保護を図るため、子供を守る地域ネットワークとして、児童福祉法に基づき、平成17年に組織された富良野市要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）において、関係団体と情報や考え方を共有し、緊密な連携のもと、虐待防止や具体的な支援内容などをケース会議において検討し、保護者の養育支援が特に必要な要支援児童及びその保護者、保護者に監督させることが不適当と認められるなどの状況にある要保護児童への支援を行っているところであります。

次に、虐待予防への取り組みとしての養育力不足への支援については、保健師が生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問しており、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、乳児の発育状況の確認、産婦の健康相談などを行い、産後鬱の早期発見などにも努めているほか、新米ママ交流会を開催し、育児への不安解消やママ友づくりの機会などを設け、産前産後の子育て支援相談の充実を図るとともに、養育力の向上に努めています。

また、将来、親となる児童生徒が生命のたつとさや自分を大切にする姿勢などについて学齢期から考える機会を設けることは、将来の児童虐待防止につながることから、小・中学校で行われている乳幼児と触れ合う機会づくり、道徳教育や保健体育授業における性教育などを通し、子供たちへの理解を深めてまいります。

次に、児童虐待防止への正しい理解の促進につきましては、ホームページ、広報紙への掲載、冊子やパンフレットの配布、教育・保育施設などへのポスター掲示や学校や教育・保育施設などへの訪問、市PTA連合会との共催による研修会などを通じ、今後も児童虐待防止に向けた啓発を行ってまいります。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問でございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 順次、再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目は、ふるさと納税の増額対策についてであります。

先ほどの市長の御答弁では、今後は、まちのPRや地場産品のPR、体験型の企画等を検討する必要性を感じており、御検討いただけるという回答であったかと思っております。

その中で、まず、私が感じたこととしまして、民間の活力について1点御質問させていただきたいのですが、現在も、民間との連携を図りながら実際にふるさとチョイスを活用されているかと思っております。今後、さらなる増額を目指すという観点から、こういった役割の中で民間の持つ機能によって協力をいただいでいく考えを持っていらっしゃるのか、いまのお考えで結構ですので、お聞かせいただけたらと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

民間活力ということでございますが、現在、民間とのやりとりといいますと、主に商品の企画や発送という形で主にやっております。先ほどの答弁で言いました民間事業者のノウハウを活用するという部分につきましては、

私どものほうにもコンサルタント会社や広告代理店を含めているいろいろなプレゼンが来まして、こういう方法がありますよということいろいろ提案していただいております。

ただ、いま現在は、そこに乗るというよりも、先ほど申しましたように、返礼品の企画やサイトの拡大も含めてまだまだやれることがあるだろうと思っていますので、もっといろいろな情報を得ながら、そのステップを踏んだ後に、必要であればコンサルまたは広告代理店の力をかりる場合もあるかもしれないということでお答えしたつもりでございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問でございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 次に、またふるさと納税の件で、増額に向かう必要性について御質問させていただきたいと思います。

私のほうで調べさせていただいたところ、本市において市民が市外に寄附した額は、平成29年1月1日から12月31日までで、件数にして約80件、金額にして1,500万円であったこと、それから、税額控除額は市税分として約650万円で、前年度もほぼ同様の額が外に納められているというふうな認識を持っております。

まちから外に出ていってしまうマイナス分を取り戻すためにも増額が必要であるという認識を持っておりますし、本来の地方創生に向けて待ったなしの課題を解決していくための財源の確保ということで、ふるさと納税の増額の必要性を強く感じているところでありますが、今後、増額に向けて総括的に取り組めるような体制づくりの検討をされていく予定はあるのかどうか、伺いたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 大西議員の再々質問にお答えいたします。

総括的な部署といえますか、いま現在も担当職員が鋭意努力をしていると思っています。ただ、まだまだやれる余地はあると思っていますので、専門的な部署を設けるということではなくて、既存の中でももっともっと精力的に動けるような体制を整えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問でございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 次に、児童虐待防止に向けた取り組みについて再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の児童相談体制の強化についてであります。

午前中の天日議員の再質問の中でもあったかと思いますが、児童相談員が対応している中で、恫喝的な対応だとか、本当に対応に苦慮されているというあたりにつきましても、本当に御苦労だなと感じているところであり

ます。その中で、現在の児童相談所での相談体制では不十分という実態から、いま、国でも、児童相談所だけではなく、可能な範囲で市町村にも積極的に参加していただきたいということが訴えられていると思います。そこで、今後、富良野市における児童福祉司の配置の必要性や予定について、現段階の考えをお伺いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

相談体制の強化ということで、今後、本市においても児童福祉司等の配置を考えていけないのかという御質問だと思います。

現在におきましては、先ほどから御答弁していますとおり、児童相談員を配置してやっているところではありますが、今後、大変な状況も出てくる可能性があると考えているところです。その部分では、やはり、専門的な職員が必要なものも出てくるかというふうに思いますが、今後の検討とさせていただきたいというふうに思います。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 次に、連携の強化についてお伺いしていきたいと思います。

相談を受けた案件の情報共有のあり方についてお伺いさせていただきたいと思います。

先ほど連携を強化して進めているという御答弁をいただきましたが、専門家の表現としては、やはり、相談を受けた際に、文書による書類だけではなくて、事実に基づき、実際に見たものや聞き取った内容について、例えば写真とか録音をすとか、よりリアルな情報を提供し、共有することがさらにより迅速な対応となるというふうに伺っております。

本市の対応についてはいかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

連携の強化という部分で、児童相談等々については、文書だけで情報を共有するのではなく、さらに録音であったり写真等々を活用してという御質問であります。いま現在は、個人情報等々もございますので、写真、あるいは、ボイスレコーダー等を利用した録音はやっておらず、適宜、きちっとしたメモを残した中で共有してい

る状況でございます。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 続きまして、連携の強化について、もう1点御質問させていただきたいと思います。

相談を受けたケースの全てが児童相談所へ行くわけではなかったり、一時保護解除後の見守りをしているケースのかかわり方について、先ほどの天日議員の午前中の質問でも出ておりましたが、最近は複雑化してきていることから、一、二年の対応期間を要するような案件が出てきているということでありました。

本市におきましては、そういったケースについて、現在、児童相談所、協議会でのやりとりや情報共有の中で、情報のフィードバックやその後の追跡はどのように対応されているのか、お伺いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

連携強化の中で、長い期間を要している相談案件等のフィードバックをどうしているかということでございますが、これらにつきましては、その経過を追っていく中で、適宜、ケース会議を開催し、その中には関係する方々をお呼びして情報共有を図っているところであります。その中では、いま現在も進行しているものの報告もございまして、並行して進んでいるものも幾つかありまして、それらが解決した状況なども報告し、フィードバックしているところでございます。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） いま質問させていただいた内容といえますのは、ここで漏れてしまったケースが、最終的に死に至るような悲しい事件に陥りがちなケースになっていく、そういうことにつながっていくという点もありましたので、ぜひ、フィードバック、その後の追跡については、しっかりと情報共有をしていただきたいと思います。

先ほどもそういう観点から質問させていただきましたが、私は、やはり、よりリアルな情報をしっかり共有していくことが大切なことではないかと思っております。情報開示の問題もあるかと思いますが、そのあたりの市の見解について、もう一度お伺いしてよろしいでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問

問にお答えしたいと思います。

いま、再度、指摘がありましたように、より現実的、リアルな情報をとということでございます。こちらにつきましては、他の自治体での取り組みなども参考にさせていただきながら、また調査してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 続きまして、三つ目の産前産後ヘルパーの導入についてです。

先ほど私はアウトリーチ型の重要性ということで御質問させていただきましたが、本市では、保健師による育児支援というのは本当に充実していて、4カ月のタイミングで全戸訪問するとか、その後も情報共有をして、保健センターでの子育て支援などに何とかつなげるという点では、本当に御尽力されているというふうに感じておりますし、進んできているものと認識しております。

ただ、本市でそういった取り組みはされておりますが、私としては、やはり、ゆっくりと実家で過ごすような、親がわりに寄り添える者の育児や家事の支援によって、保護者の身体的あるいは精神的負担を軽減することが必要ではないかと思っております。そういうことから、産前産後のヘルパーとして、子育てOBなどによる家事支援のほか、専門家による技術指導等を行う専門型のサービスの導入が必要だというふうに考えて、御提案させていただきました。

そのあたりについて、お考えを伺いたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

いま、保健指導の取り組みを非常に評価いただきましたことに、まず、お礼を申し上げたいというふうに思います。

また、それに伴うアウトリーチ型の支援ということで、産前産後ヘルパーの導入をとということですが、正直、その辺のニーズがまだつかめていない部分もあります。新年度には、子ども・子育て支援の計画等もつくってまいります。そのアンケート調査の中にもそのような項目があると思っておりますので、それらを分析した中でまた考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） いま御答弁いただきましたとおり、ぜひ、アンケートなどを参考にさせていただきたいと思っております。移住者の方々にこれから定住していただく

ためにも、また、富良野は本州からお嫁に来られているお母さんが本当に多いなというふうに認識しております。私の周りでも、やはり、子育てで苦しくて、どうしたらいいのだろうか、ゆっくり寝たいとか、御飯のつくり置きをしてほしいといったことなど、お母さんのかわりになるような、孤立したお母さんに寄り添えるような支援を求めている声が聞こえております。

そのあたりの整備について、今後、アンケートに取り入れていくとか、そうした方向性を持つとか、その考えについてお伺いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

アンケートを通してニーズ等々をもっと把握していくべきではないかということでございます。それにつきましては、先ほども言いましたとおり、保健師の自宅訪問を含め、新米ママの交流会などもありますので、そういう中でお母さん方の声を吸い上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） それに関連して再質問させていただきますのですが、現在、本市におきまして、移住者に対する転入直後の孤立への支援は十分な状況になっているのか、また、転出者についても、富良野市として孤立に対するフォロー体制の整備はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後2時54分 開議

議長（日里雅至君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ただいまの質問は、取り下げということでよろしゅうございますか。

5番（大西三奈子君） はい。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 失礼いたしました。

次に、性教育について質問させていただきたいと思っております。

現在、本市での性教育につきましては、各学校で指導計画が策定されている状況かと思っておりますが、学校教育の重点項目にも上げていくべきではないかというふうに考

えるところであります。

性教育につきましては、私は、先生に任せる、学校に任せるという問題ではなくて、地域や家庭で性教育への理解を深めていく必要があるというふうに認識しております。家庭での性教育への理解を深めるためにも、子供と保護者が性について共通理解を深める取り組みをしていく今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

子供たちへの性教育をどのようにしていくかということですが、まずは、答弁でも申し上げましたとおり、学校における保健体育の授業の中で、心身の機能と発達と心の健康、また健康な生活と病気の予防ということできちっとした性教育に取り組んでいただいているところであります。

それとあわせて、大西議員は、恐らく、若年層の恵まれない妊娠ということも非常に懸念されているのかなというふうに思います。それにつきましては、やはり、学校の授業を通し、道徳教育の中でも、命の大切さ等々をさらに学んでもらうことが未然の防止にもつながると思っています。そのため、授業だけではなく、地域の方、保護者等にも理解していただけるように、市PTA連合会などとも研修会などを通じて、あるいは、家族の中でも性について考える機会を持てるような取り組みを今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 最後に、4点目の児童虐待の正しい理解の促進について再質問させていただきたいと思えます。

市民への周知、地域の見守りの強化を推進していく必要があると思います。お子さんは、自分の力で苦しい、つらいということを発信できるようになるのは大体10歳ごろからというふうに言われております。そういう中で、地域の見守りを強化する意味で、先ほどの天日議員の質問にありましてとおり、民生・児童委員との連携を図っていらっしゃるということでした。現在、富良野市では、民生・児童委員は3名の体制で動いていらっしゃるかと思いますが、地域の理解を進める上で、研修会の機会をふやすといったお考えについてはいかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

地域での取り組みという部分での民生・児童委員の活

用といたしますか、協力、連携ということだと思います。

民生・児童委員につきましては、いま3名とおっしゃいましたが、全体としてはもっと多く、50名ほどの委員がいらっしゃいます。その中で、子供を中心にされている方が3名というふうに思っております。

民生・児童委員につきましては、地域のことを深く知っていただく、また、逆に情報を持っている方だというふうに思っておりますので、そうした委員とも連携しながら、地域の理解を深めていくように協力していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、大西三奈子君の質問は終了いたしました。

## 散 会 宣 告

議長（日里雅至君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明8日の議事日程は、お手元に御配付のとおり、佐藤秀靖君、小林裕幸君の一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時00分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 3月 7日

議 長 日 里 雅 至

署名議員 谷 口 正 也

署名議員 石 上 孝 雄